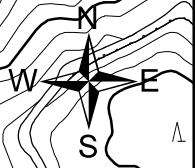


工 事 名		令和8年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事														金抜き設計書					
施 工 箇 所		安曇野市 豊科東小学校																			
設 計 概 要										施 工 方 法					請 負						
【工事概要】 ○豊科東小学校非常階段及び昇降口屋根改修工事 ・非常階段の躯体補修とそれに伴う外装改修工事 ・昇降口屋根のシート防水改修及び板金屋根塗装改修工事 ・体育館既存天井塗材(パールコート)剥離部分補修工事										施 工 期 間					日 間						
										契 約 年 月 日					令 和 年 月 日						
										竣 工 予 定 年 月 日					令 和 8 年 11 月 9 日						
										契 約 保 証 方 法					金 銭 的 保 証						
										・別途指定する建設機械については排出ガス対策型の使用を原則とする。 ・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、ℓ、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合を除きます。											

令和8年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根
改修工事



1:5,000

0 90 180 360 m

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	令和8年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事						
	総 括 表						
I	直接工事		1.00	式			
	直接工事費計						
II	共通費						
	共通仮設費 指定仮設		1.00	式			
	比率計上		1.00	式			
	純工事費						
III	現場管理費		1.00	式			
	工事原価						
IV	一般管理費		1.00	式			
	積算価格						
V	消費税						
	総合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	直接工事						
		種 目 内 訳					
A	建築工事		1.00	式			
	I-計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A-1	直接仮設工事						
	非常階段 養生費	仕上げ 床面積相当	45.9	m ²			
	清掃片付け	床面積相当	45.9	m ²			
	非常階段 外部足場		254.0	m ²			
	養生シート	アスベスト飛散防止養生を兼ねる	254.0	m ²			
	昇降設備		1.0	ヶ所			
	踊り場ステージ足場		1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	昇降口 養生費	仕上養生 防水シート面積+屋根面積	121.0	m ²			
	清掃片付け	防水シート部分面積のみ	27.0	m ²			
	昇降口 外部足場		176.0	m ²			
	メッシュシート		176.0	m ²			
	昇降設備		1.0	ヶ所			
	法定福利費		1.0	式			
	1. 合計						

	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
A-5	解体撤去処分工事						
	仕上塗材撤去 アスベスト含有材 事前清掃	HEPAフィルター付真空掃除機	1.0	式			
	アスベスト飛散防止養生	仕上塗材撤去用 PEシート材工	1.0	式			
	仕上塗材撤去	集塵装置付ディスクグラインダー	110.0	m ²			
	撤去材袋詰め	袋詰め作業、小運搬共	1.0	式			
	飛散防止剤散布		110.0	m ²			
	最終清掃	HEPAフィルター付真空掃除機	1.0	式			
	石綿含有産業廃棄物処分費	県外搬出	2.0	m ³			
	石綿含有産業廃棄物運搬費	県外搬出	1.0	台			
	法定福利費		1.0	式			
	階段段鼻撤去 アスベスト含有材 アスベスト飛散防止養生	プラスチックシート	18.0	ヶ所			
	段鼻タイル撤去	糸尺W100/湿潤化共	18.0	m			
	目地カッター入れ	t10程度 集塵装置付ディスクグラインダー	36.0	m			
	撤去材集積、積込	フレコン詰込共	18.0	m			
	撤去後清掃	HEPAフィルター付真空掃除機	18.0	m			
	撤去材運搬費	アスベスト含有廃棄物	1.0	式			
	撤去材処分費	アスベスト含有廃棄物	1.0	式			
	法定福利費		1.0	式			
	5. 合計						

現場説明書

安曇野市 総務部 財産管理課 施設経営担当

1. 件名（工事名称）

令和8年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事

2. 工事場所： 安曇野市 豊科東小学校

3. 工事概要： ○豊科東小学校非常階段及び昇降口屋根改修工事

- ・非常階段の躯体補修とそれに伴う外装改修工事
- ・昇降口屋根のシート防水改修及び板金屋根塗装改修工事
- ・体育館既存天井塗材（パールコート）剥離部分補修工事

4. 工期： 契約日 から 令和8年11月9日

5. 一般事項について

(1)現場説明会

本件の内容は、現場、入札心得、入札公告、特記仕様書、設計図書、安曇野市建築工事の手引等関連する仕様書類、長野県建設工事標準請負契約約款に基づき市が定める契約書（案）及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。

(2)設計図書等に対する質問及び回答について

設計図書等に関する問い合わせは、「入札公告」記載のとおりとし、入札執行が完了するまでの間、本件に関しての面談又は電話（ただし、指定の問い合わせ先は除く。）等は一切認めない。

(3)工事費内訳書の提出

入札時の工事費内訳書提出については「入札公告」による。

(4)工事費内訳書記載数量は参考数量とする。

6. 本工事における特記事項

(1)工事用地等

本工事に必要な用地は、以下のとおり。

使用目的	使用場所・面積
資材置場	敷地内
駐車場	同上敷地
現場事務所	同上敷地

(2)排水への対応

本工事施工に伴う排水は、沈殿処理・Ph 管理等の各法令を守り、自然環境等へ悪影響を及ぼすことのないよう適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、

従前の機能を損なわないようにすること。ただし、周辺水路についての排水は、管理者と協議のうえ、同意を得ること。

- (3) 契約後に提示する学校行事等を確認し、施設管理者及び監督員と協議して工程を計画すること。また騒音や粉じんを伴う工事については夏休みや休日、放課後等に施工を行い、児童の安全と学校及び児童クラブの運営を配慮した工程とすること。
- (4) 工事着手前に事前のお知らせをおこなうこと。また看板等を設置して、工事内容の周知を行うこと。
- (5) 夜間、早朝及び休日での施工を実施する場合は監理者・監督員と打合せを行い、監理者・監督員の承諾を得たのちに、必要な場合は関係者への事前通達のうえ施工すること。
- (6) 児童の登下校時刻の資材搬入は禁止とする。通行は安全に十分配慮すること。
- (7) 感染症対策は十分に講じること。
- (8) 各官公庁手続きについて、
事前に監督員・監理者が申請書類等の内容確認をしてから提出すること。

(9) 残土関係

~~本工の施工において生じる発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費運搬費を計上している。~~

~~なお、受注者の都合による処分先の変更については、原則として設計変更しない。~~

○建設発生土

受入れ場所・仮置き場所	処分方法	運搬距離	特記事項

距離指定の場合、残土運搬距離は設計変更の対象とする。

- (10) この工事は執務並行型の工事である。
- (11) 本工事は、「安曇野市週休2日工事実施要領」の通期の週休2日工事の対象である。

7. 本工事に関連する別途発注工事の予定

発注機関	工事名	工期	工事内容	備考

~~・本工事に近接・競合する工事の予定~~

発注機関				

~~・改修工事における工事個所の順番は図のとおり。~~

8. 安全対策関係

①交通誘導警備員

受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。

②安全施設

発注者が想定している仮設（ゲート、仮囲い等）については、仮設計画図に示したと

おり。受注者は明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。（任意仮設）

なお、明示した条件と現場が一致しない場合や明示されていない条件について予期することができない特別な状態が生じた場合において、必要と認められるときは設計変更の対象とする。

9. 工事用道路関係

現場への工事関係車両の入退場の路線は事前に監督員と協議をすること。

10. その他

火災保険等への加入期間は、請負契約後から契約工期末日後 14 日までとする。

特記仕様書（共通事項）

総務部 財産管理課

1. 保険等

建物（施設）引渡しまで工事受注者は、現場説明事項・施工条件明示事項に定める保険に加入しなければならない。加入期間は原則として工事着手日とし、その終期は工事しゅん工後14日以降とする。

2. 各種調査等に対する協力について

本工事について、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う下記調査等に対して、協力しなければならない。

- (1) 公共事業労務費調査等
- (2) 資材調査、建設副産物実態調査等

3. 工事検査

施工中において総務部契約検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

4. 被害届等

暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

5. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録について

- (1) 請負金額が500万円以上（税込）の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）の登録をすること。
- (2) 登録する場合は、「登録のために確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受け、次に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うこと。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

- ① 工事受注時契約締結後10日以内
- ② 登録内容の変更時変更契約締結後10日以内
- ③ 工事完成時工事完成後10日以内

6. 施工体制台帳に係る書類について

- (1) 工事受注者は、請負契約した全ての下請業者について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。
- (3) 次の業種についても請負契約に該当するため、(1)と同様とする。
 - ・ 1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工の請負契約
 - ・ クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っている場合
 - ・ クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合

7. 主任技術者及び監理技術者の専任について

主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が専任を求められる工事である場合、監理技術者等を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、次の期間については、専任を要しない。なお、具体的な期間については、監督員との打合せにおいて定めることとする。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、または仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

8. 産業廃棄物等の取扱い

- (1) 廃棄物の処理に当たっては、受注者が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
- (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出するとともに、マニフェストA票、B2票、D票並びにE票の原本（廃棄物の種類ごとに1セット）を提示すること。

9. 再生資源利用促進計画書等

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（ラージリサイクル法）に基づき、受注者は、工事の着手前に「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成すること。

また、しゅん工後に「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出すること。

対象工事：ラージリサイクル法に規定する一定規模以上の工事

作成方法：COBRIS（建設副産物情報交換システム※）を利用すること。

※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス

10. 安全対策関係

- (1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- (3) 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ

り、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

11. 環境対策関係

- (1)現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
- (2)夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートを選定に当たっては影響の少ないルートを選定すること。
- (3)汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等環境の回復に努めると。
- (4)熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

12. 過積載の禁止

- (1)工事の施工計画にあたって、施工計画書に次の事項を具体的に記載するとともに、施工時においても遵守すること。

- ①積載重量制限を超過しての建設発生土の処理及び資機材（以下「資機材等」いう。）の積載重量の厳重チェックを行うこと。
- ②過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- ③過積載を防止するため、資機材等の購入にあたっては、納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④資機材等の運搬には、さし枠装着車、物品積載装置等の不正改造した車輛及び不表示車等を使用しないこと。また、同車輛からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- ⑤下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車輛を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑥飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- ⑦土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

- (2)以上の点について、下請業者についてもこれに準じ徹底すること。

13. ~~セメント及びセメント系固化材を使用した改良土について~~

- ~~(1)セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良及び改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、その結果について監督員に報告する。~~
- ~~(2)セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加物を加えたものを含める。~~
- ~~(3)六価クロム溶出試験は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（以下「実施要領（案）」という。）により実施し、土壌環境基準を超えないことを確認する。~~

14. アスベスト建材使用箇所等の事前調査

- (1) 石綿等による健康障害を防止するため、とりこわし、改修工事の解体及び撤去等作業前、図面・施工範囲目視、その他適切な方法によるアスベスト含有材料の有無について調査を行い、報告書を監督員に提出する。アスベスト含有材料が無かった場合においても書面にて報告を行う。

○報告書の記載内容

- ①アスベスト材料の種別
- ②アスベスト形状、飛散可能性の有無
- ③製造所・製品名称、製造所の公表するアスベスト含有率

なお上記調査において、アスベスト分析調査が必要な場合は別途監督職員と協議を行う。市が行ったアスベスト含有調査に基づき、関係法令による届出を行うことも可能とする。アスベスト含有調査資料は貸与することができる。

- (2) 監督員の指示による「石綿（アスベスト）の事前調査結果」、「建築物等の解体・改修等作業に関するお知らせ」について、公衆の見やすい場所に掲示を行う。

15. 建設業退職金制度について

- (1) 工事受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 工事受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、工事受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合又は、建退共対象労働者を使用しない場合においては、あらかじめその理由を書面により申し出ること。

16. 資材の市内産優先使用及び市内企業の優先採用

- (1) 工事受注者は、本工事に使用する材料については、規格・品質等の条件を満足するものについては、市内産資材を優先使用するよう努めること。
- (2) 工事受注者は、工事用資材の調達に当たっては、極力市内の取扱い業者から購入すること。
- (3) 下請契約を締結する際には、市内企業の採用に努めること。

17. 再資源化及び再生資源等使用状況

工事受注者は、しゅん工時にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化の状況、再生資源（再生クラッシュラン、再生アスファルト・コンクリート、再生土砂）及び信州リサイクル製品の使用状況について、監督員へ報告すること。

18. レディーミクストコンクリート製造工場の選定について

受注者は、I類コンクリートの製造工場を、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリート製造に係る指導及び品質管理を行う施工管理技術者（コンクリート主任技士等）が置かれ、良好な品質管理が行われている工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定する。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

19. 工事進捗状況報告書

監督員の指示により、毎月の工事の進捗状況を報告書にまとめて提出する。

○添付書類

- ・ 工事記録（工事の経過に伴う主な工事内容等の事項を記載した月報）
- ・ 工事打合わせ記録簿（当月分）
- ・ 工事写真（工事の進捗状況がわかるものを数枚）

20. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲する。

21. 設計図CADデータについて

本工事の設計図CADデータを貸与する。貸与したCADデータは、本工事の履行に必要な施工図の作成及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。

22. 完成写真の著作権の権利等について

工事受注者は、完成写真の撮影者との契約にあたって、以下の事項を条件とすること。

①完成写真は、市が行う事務並びに市及び市が認めた公的機関の広報に、無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ. 完成写真を公表すること。

ロ. 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

23. 高度技術・創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工に先立ち所定の様式により提出することができる。

高度技術・創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、「別添様式」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズはA4版とする。

24. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号第20条の2第2項に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約を担当する者に対して、その旨を当該事業の状況の把握のため必要な情報を合わせて通知すること。

25. 設計変更による工事費について

設計変更に伴い算出する変更請負額は、次式により算出する。

$$[\text{変更請負額}] = \{[\text{変更設計工事価格}] \times [\text{当初請負比率}]\} \times 1.1 + [\text{消費税相当額}]$$

当初請負比率：[当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額] / [当初設計額の工事価格]

※1 有効桁上位4桁、5桁目以降及び一千万円未満の場合は一万円単位となるよう切り捨て

令和8年4月1日適用版

令和 8 年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事

令和8年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事 解体工事仕様書

I 解体工事概要

Table with 1. 工事場所 (安曇野市 豊科東小学校), 2. 敷地面積 (m²), 3. 除却対象物 (建築物, 工作物, 建築設備, 家具等, 樹木, その他) and a detailed table for removal items.

II 解体工事仕様

- 1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下、「解体共仕」という。)... (2) 特記事項は、印の付いたものを適用する。... (3) 特記事項に記載の()内の表示番号は、解体共仕の当該項目を示す。

Table with columns: 章, 項目, 特記事項

Table with 1. 適用基準等 (工事写真の撮り方, 安曇野市建築工事の手引き, etc.), 2. 電気保安技術者, 3. 施工条件明示項目, 4. 引渡しを要するもの, 5. 解体工事施工技士

Table with 2. 騒音・粉塵等の対策 (防音パネル, 防音シート), 2. 監督員事務所, 3. 工事用水, 4. 工事用電力

Table with 3. 杭の解体 (行う, 行わない), 2. 樹木等 (樹木の伐採抜根及び移植), 3. 地下埋設物 (地下埋設物及び埋設配管の解体), 4. 設備機器等 (解体事前処理)

Table with 5. 屋外設備等 (電柱, コンクリート引込柱の撤去), 6. 解体後の整地 (整地高さ, 現状乱), 7. 機械設備及び電気設備の切替・遮断等

Table with 4. 建設廃棄物の処理 (建設廃棄物の種類, 中間処理施設又は再資源化施設等)

Table with 2. 現場利用する再資源化された建設廃棄物 (名称, 仕様, 数量, 備考), 3. 産業廃棄物広域認定制度の活用 (種類, 所在地)

Table with 4. 最終処分する建設廃棄物 (名称, 最終処分場の種類, 数量, 備考), 5. 処理に注意を要する建設廃棄物 (名称, 仕様, 数量, 備考)

Table with 5. 特別管理産業廃棄物の処理 (分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類, 採取する部位又は箇所等, 採取する数量, 備考)

Table with 5. 1. 施工調査 (分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類, 採取する部位又は箇所等, 採取する数量, 備考)

Table with 2. 特別管理産業廃棄物の処理 (特別管理産業廃棄物の種類, 仕様, 数量, 備考)

Table with 3. PCBを含む機器類 (引渡しを要する機器類, 安定器 (PCB含有の場合))

Table with 4. PCB含有シーリング材 (撤去方法, 撤去範囲)

Table with 5. 特殊な建設副産物の改修及び処分 (回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類, 対象機器名称, 回収業者又は処分場の名称, 保管場所の名称)

Table with 6. アスベスト含有分析調査 (分析による確認, 下表による, 図示, 設計書記載, 別途分析調査報告書参照)

Table with 2. アスベスト粉じん濃度測定 (アスベスト粉じん濃度測定測定場所, 測定点)

Table with 3. 7x21含有吹付け材の除去 (レベル1) (アスベスト含有吹付け材の除去方法)

Table with 4. 7x21含有保温材等の除去 (レベル2) (アスベスト含有保温材等の除去方法)

Table with 3. 7x21含有成形板の除去 (レベル3) (アスベスト含有成形板の除去方法)

Table with 7. その他 (工事現場の環境改善について, 産業廃棄物の取扱いについて)

Table with 3. 収集運搬車両 (解体工事の施工に伴う解体材, 土砂及び工事用資材等)

Table with 4. 騒音、振動調査 (調査の有無), 5. 土壌調査 (調査項目)

Table with 6. 官公庁その他への届出手続, 7. 騒音に関する協議等

Table with 8. 文化財その他の埋蔵物 (工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は)

Table with 9. 埋蔵文化財調査 (「周知の埋蔵文化財包蔵地」該当)

Table with 10. 工事実績情報 (工事単行)の登録 (工事請負額が500万円以上の工事については)

Table with 11. 保険等 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

Table with 12. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

Table with 13. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

Table with 14. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

Table with 15. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

Table with 16. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

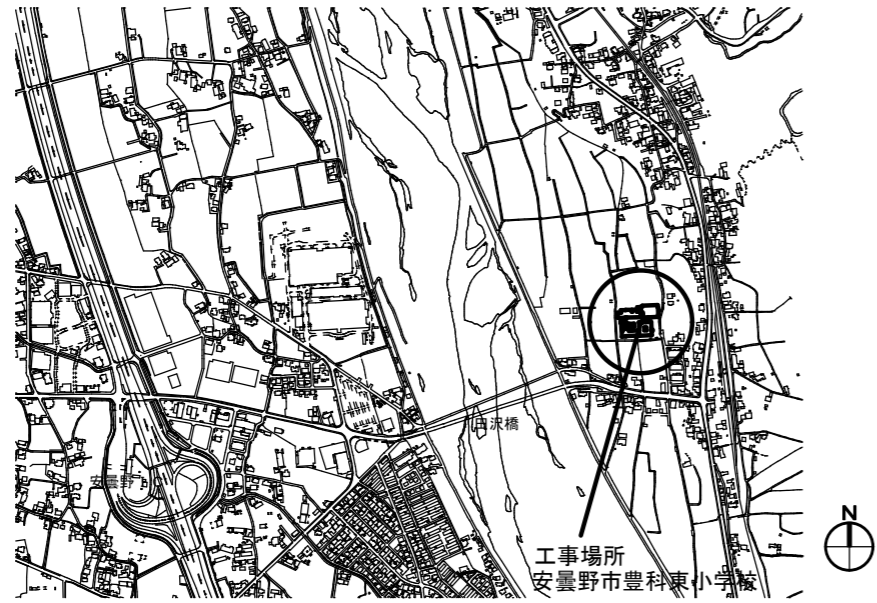
Table with 17. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

Table with 18. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

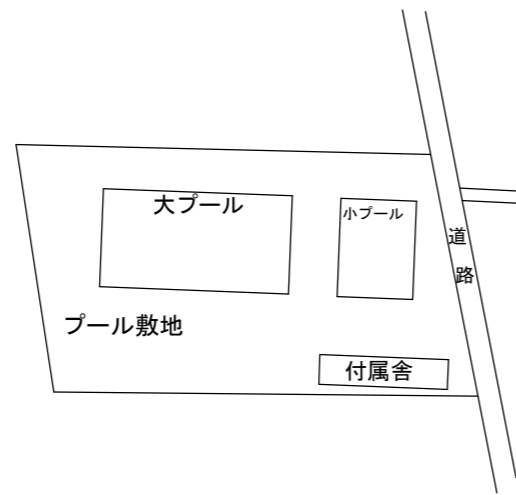
Table with 19. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

Table with 20. その他 (1) 暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は)

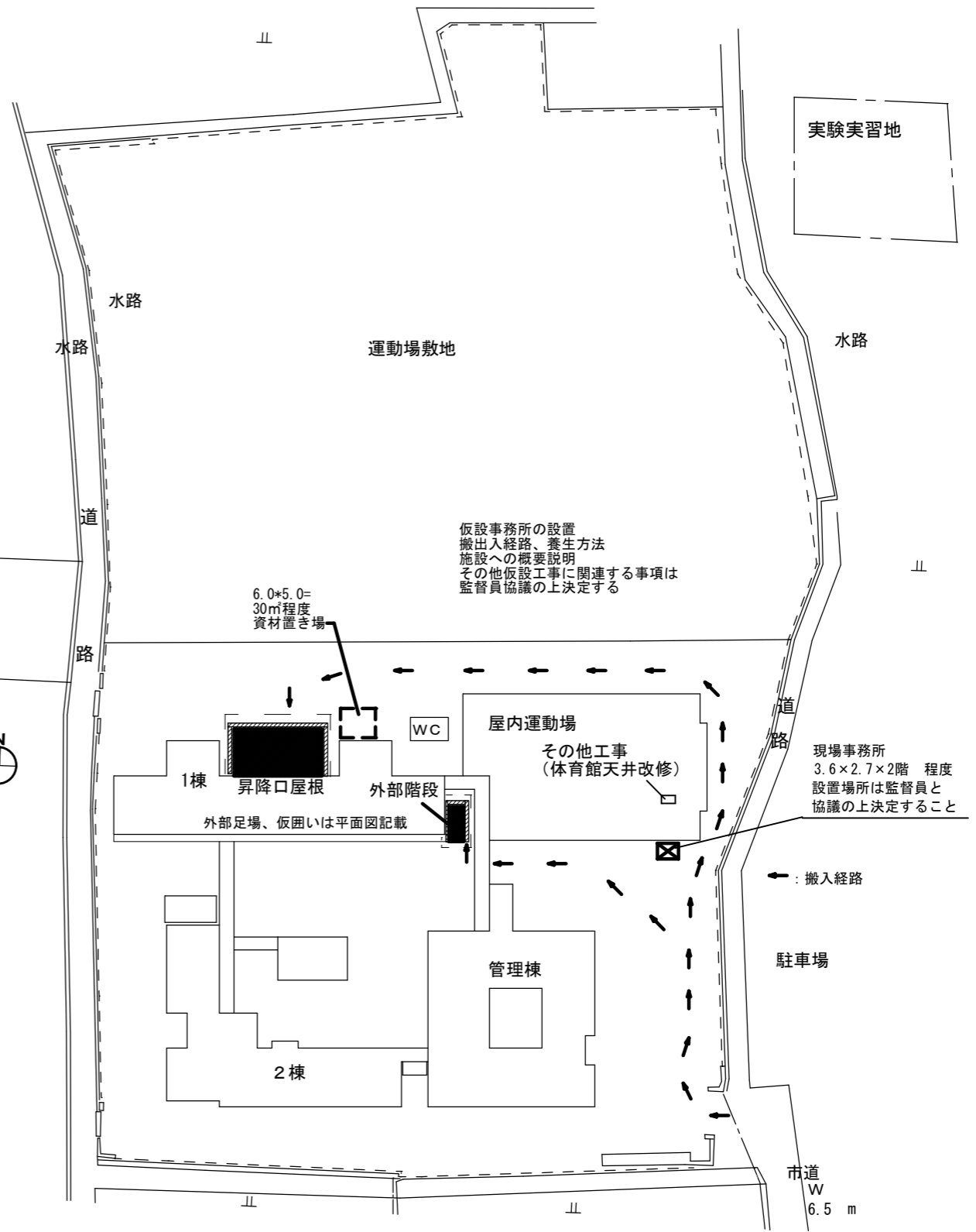
Table with columns: 安曇野市, 工事名 (令和8年度豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事), 年月日 (2026/5/12), 図面名称 (解体工事 特記仕様書 (1)), 図面番号 (A-02), 検印欄



案内図

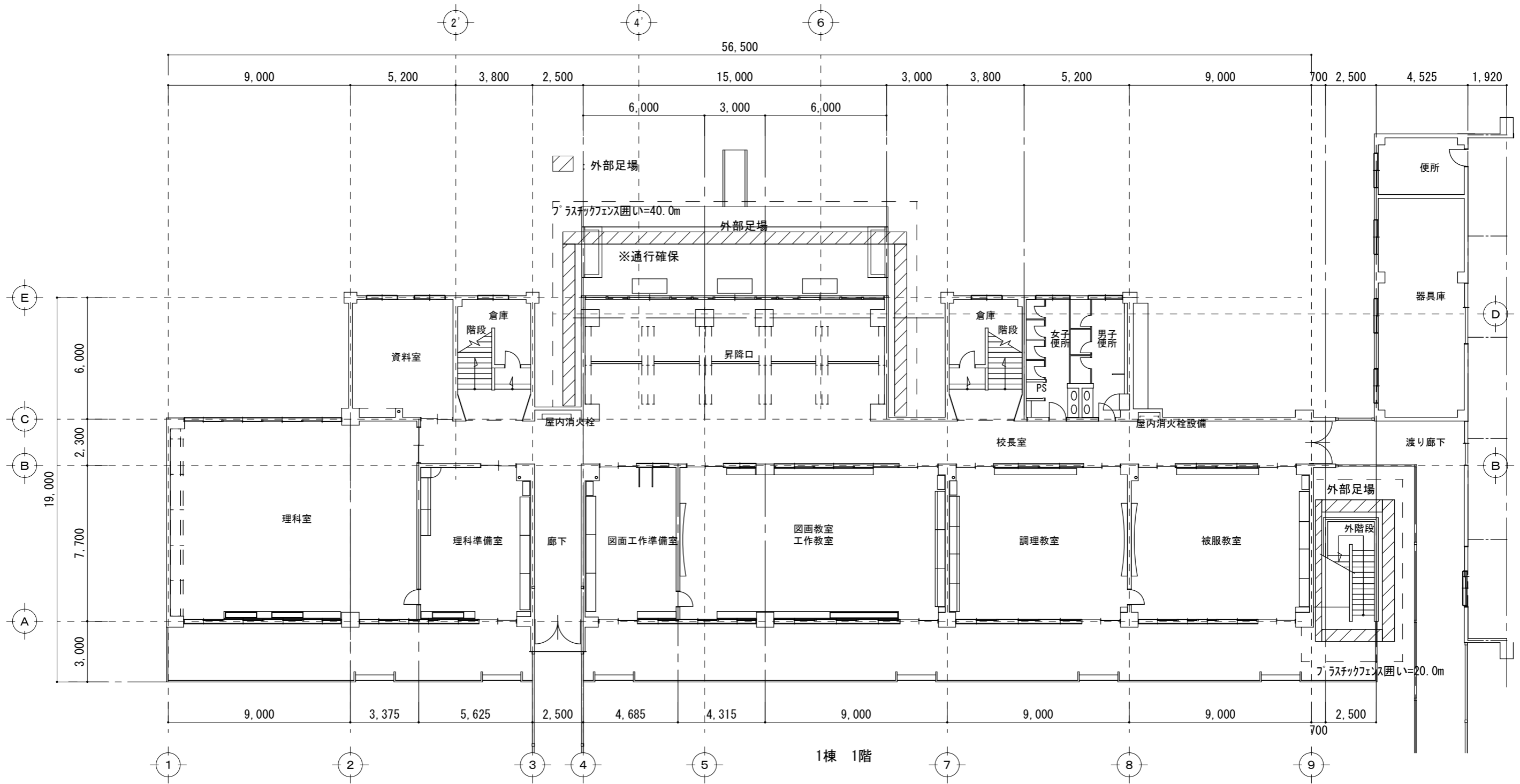


駐車場



配置図 仮設計画図 S:1/1000





1棟 1階



安曇野市

PROJECT TITLE

令和8年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事

DRAWING TITLE

平面図 仮設計画図 1棟1階

SCALE

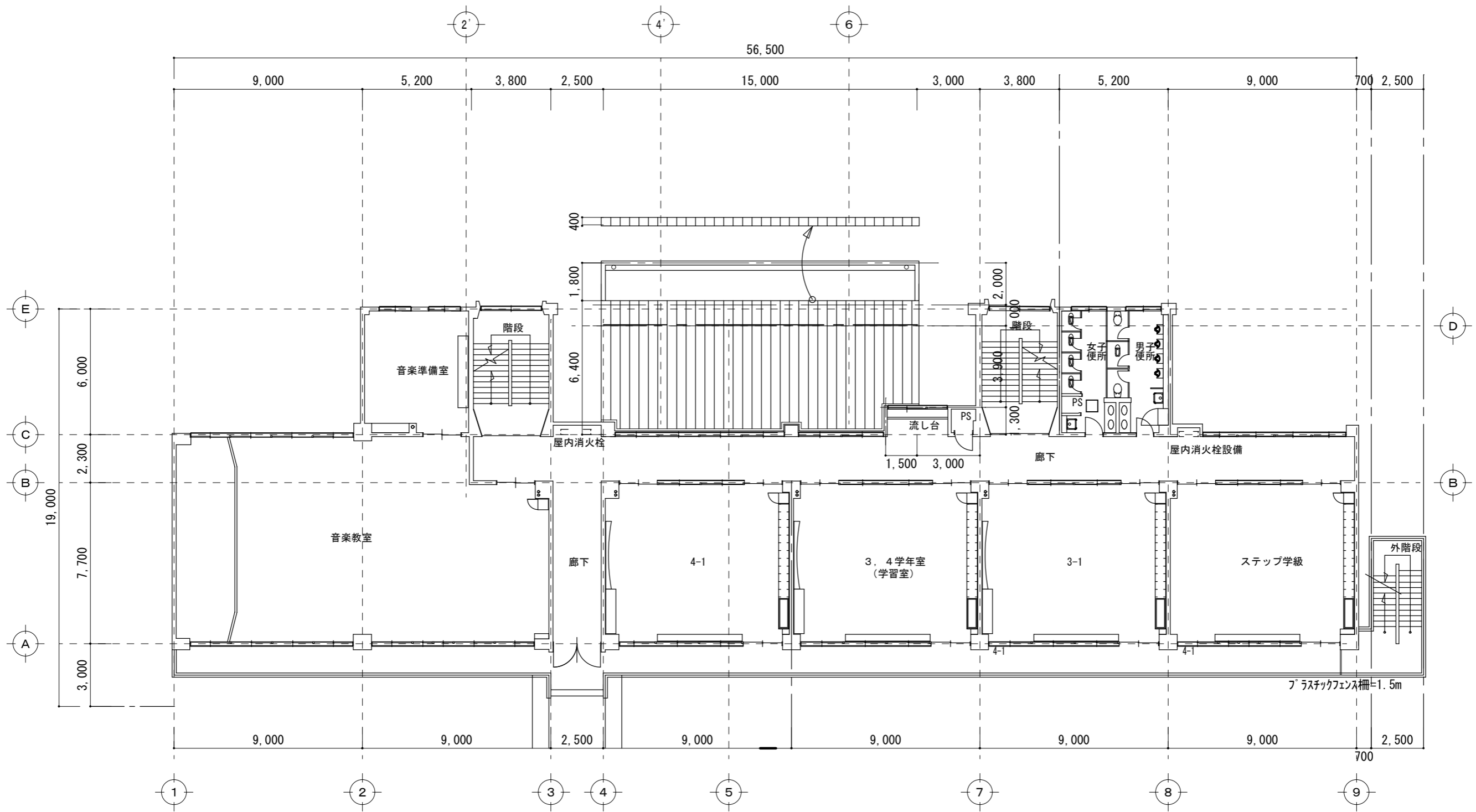
1/200

DATE

2026/5/12

NO.

A-04



1棟 2階



安曇野市

PROJECT TITLE

令和8年度 豊科東小学校非常階段・昇降口屋根改修工事

DRAWING TITLE

平面図 仮設計画図 1棟2階

SCALE

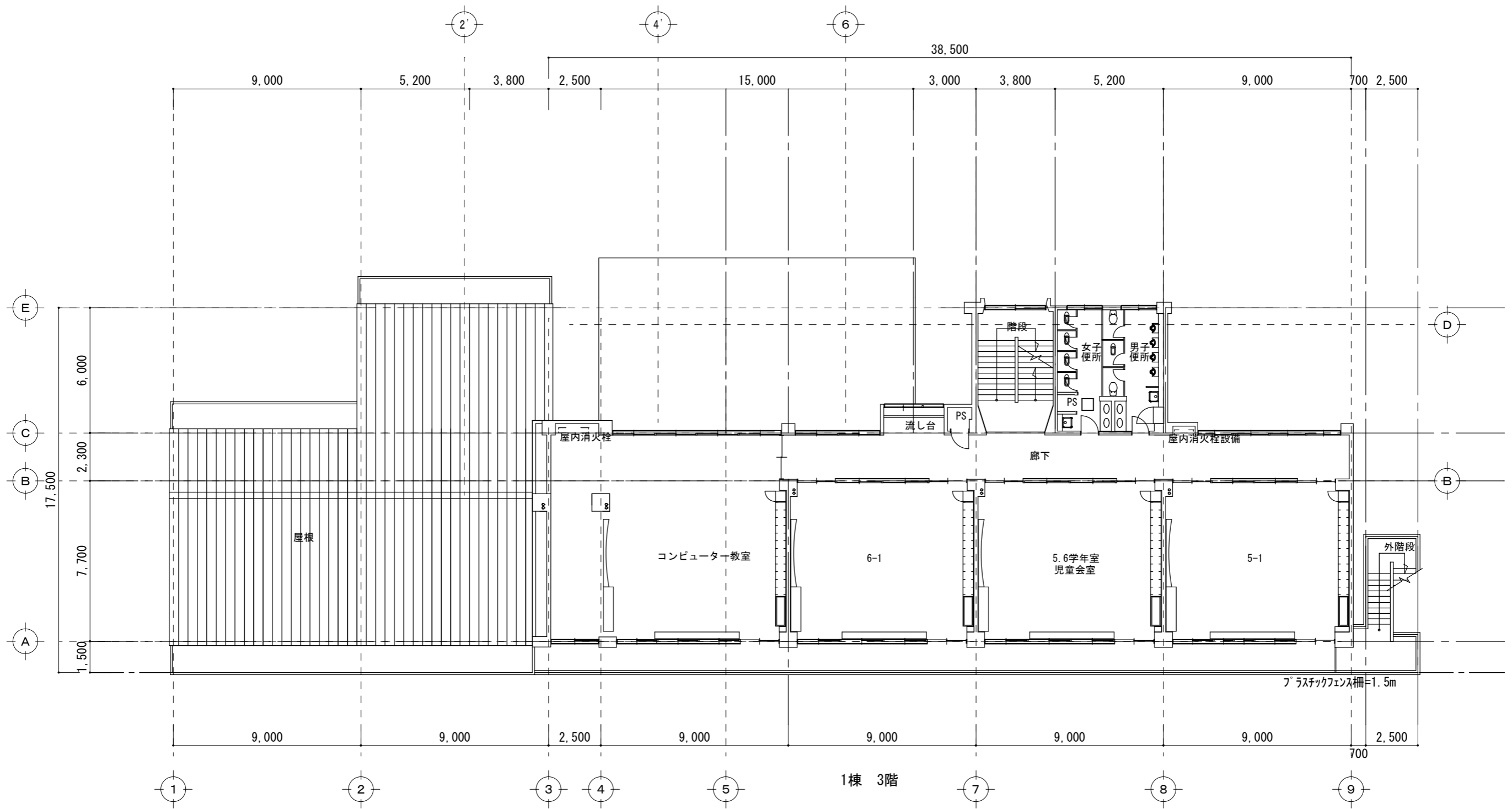
1/200

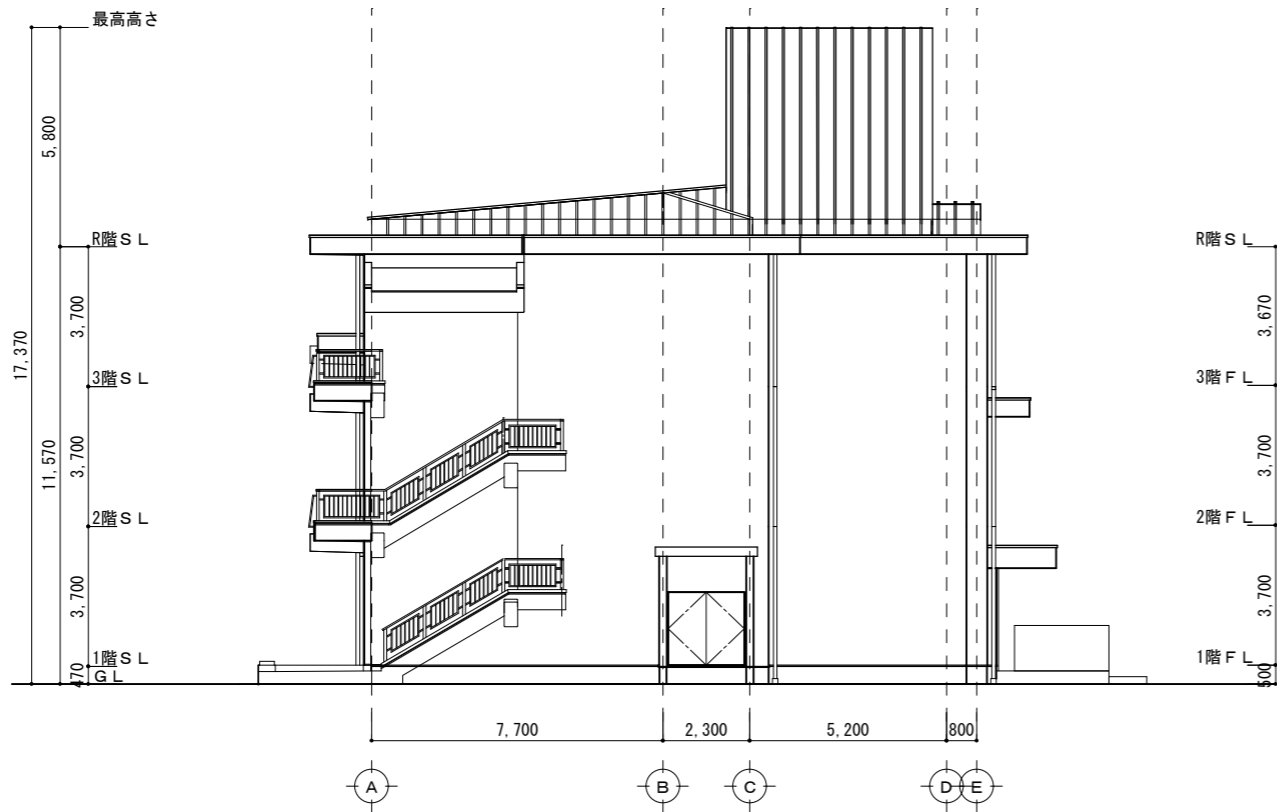
DATE

2026/5/12

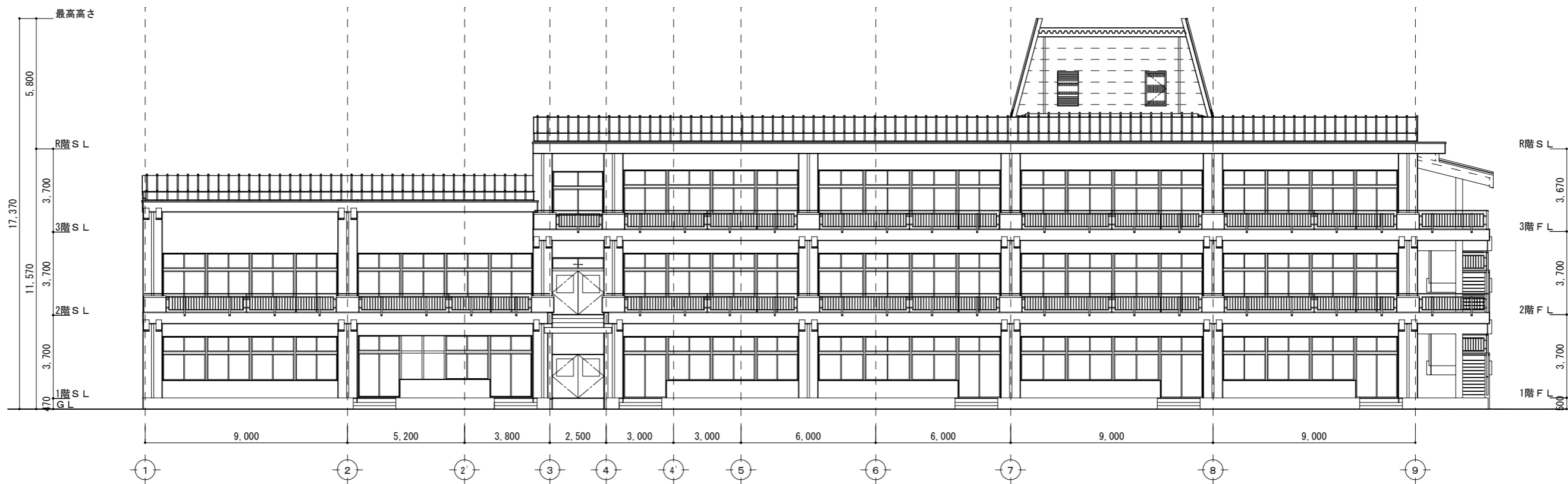
NO.

A-05



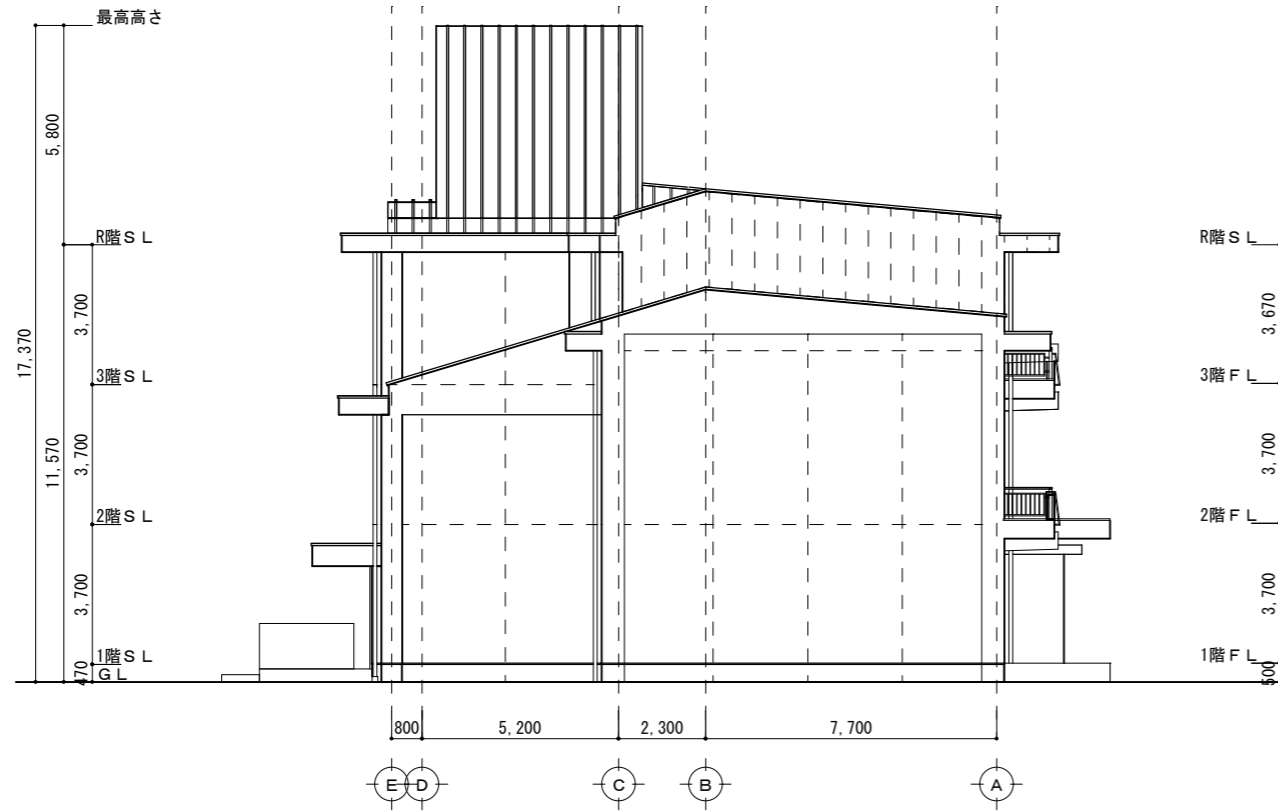


東側立面図 S:1/200

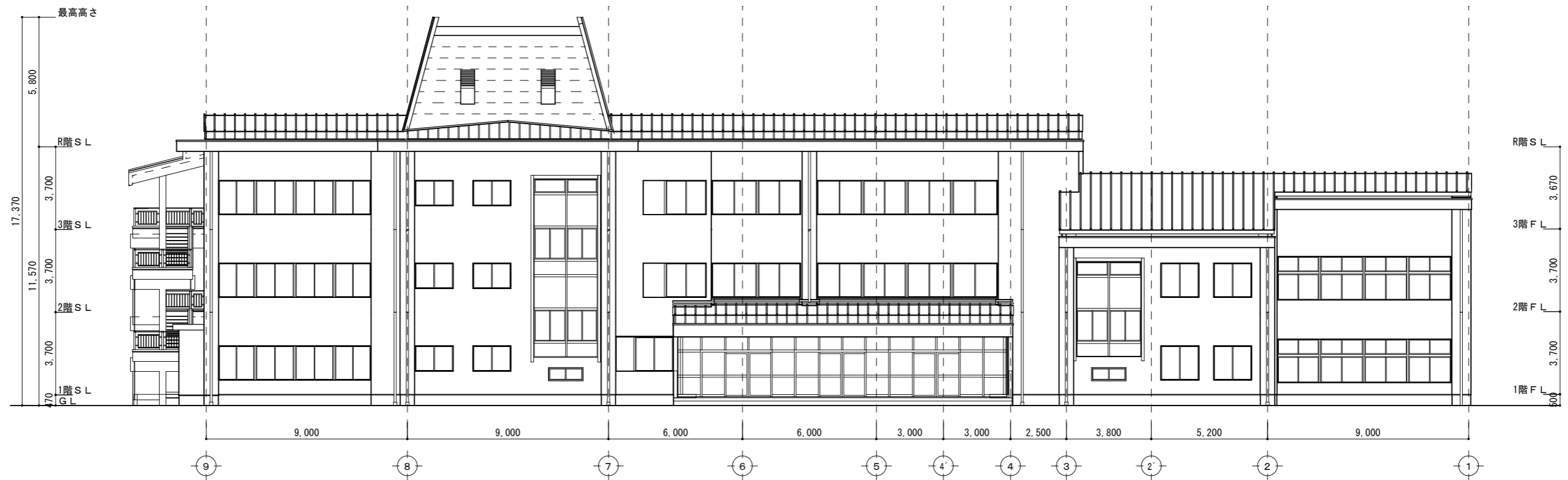


南側立面図 S:1/200



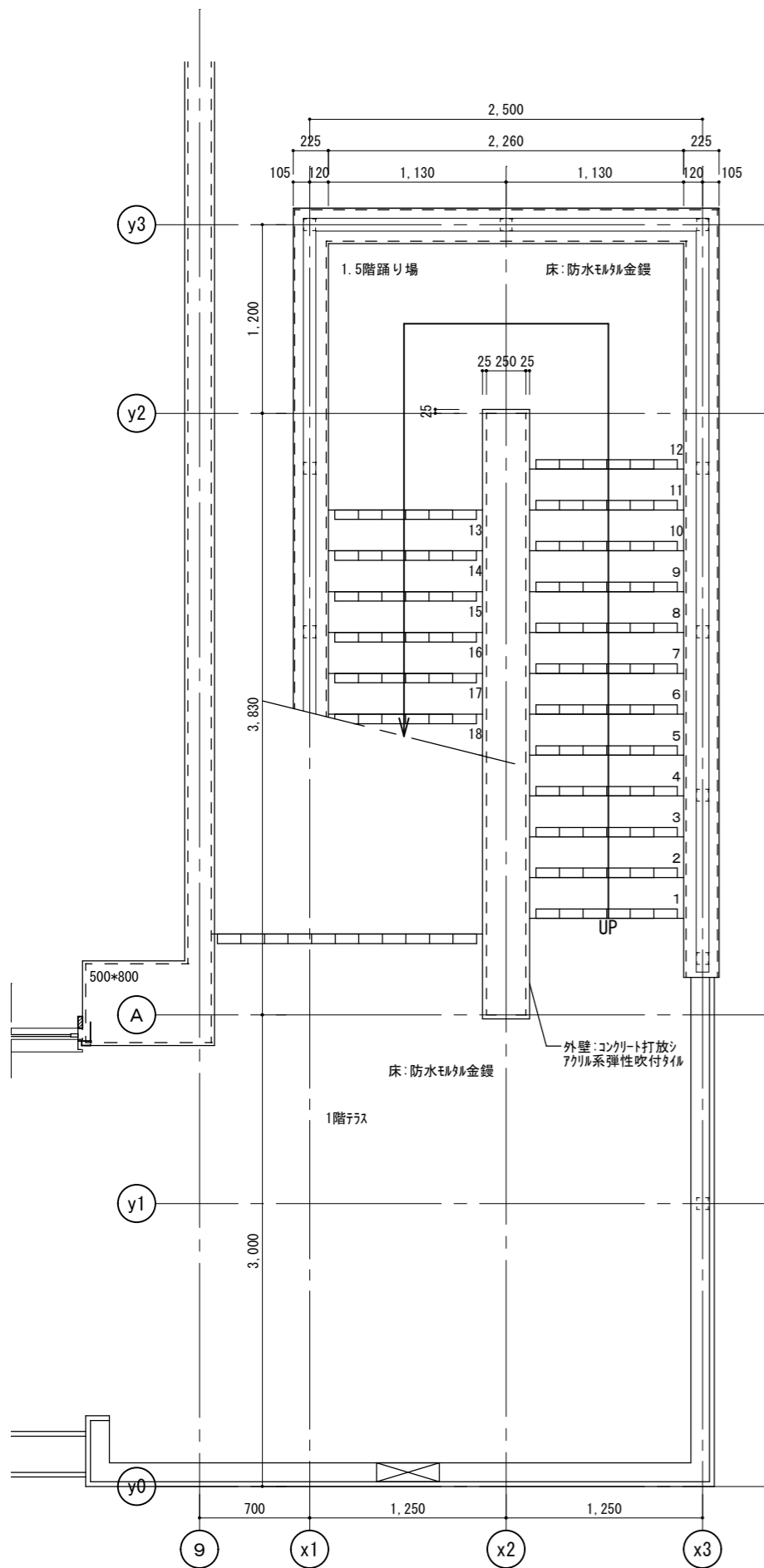


西側立面図 S:1/200

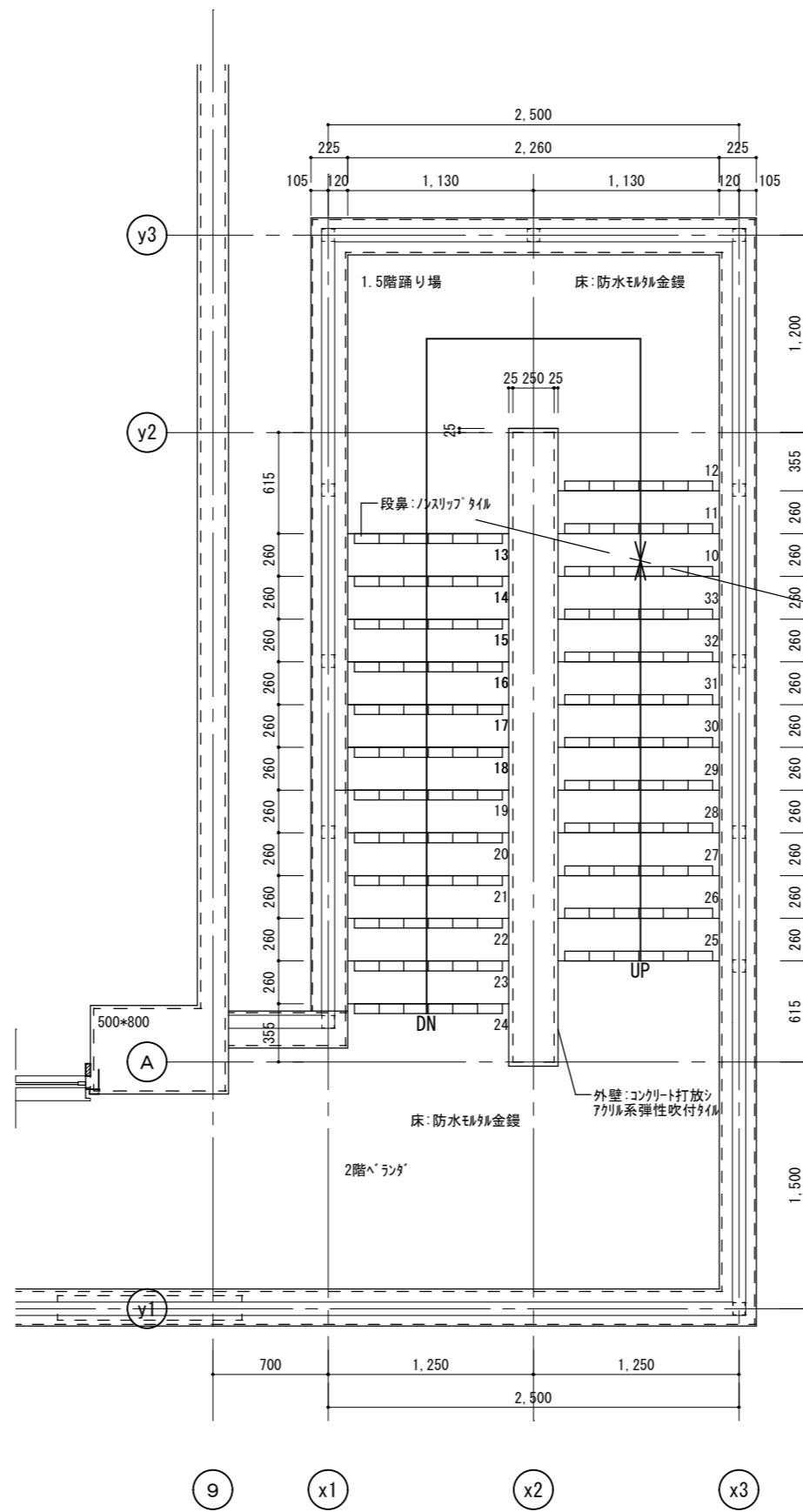


北側立面図 S:1/200

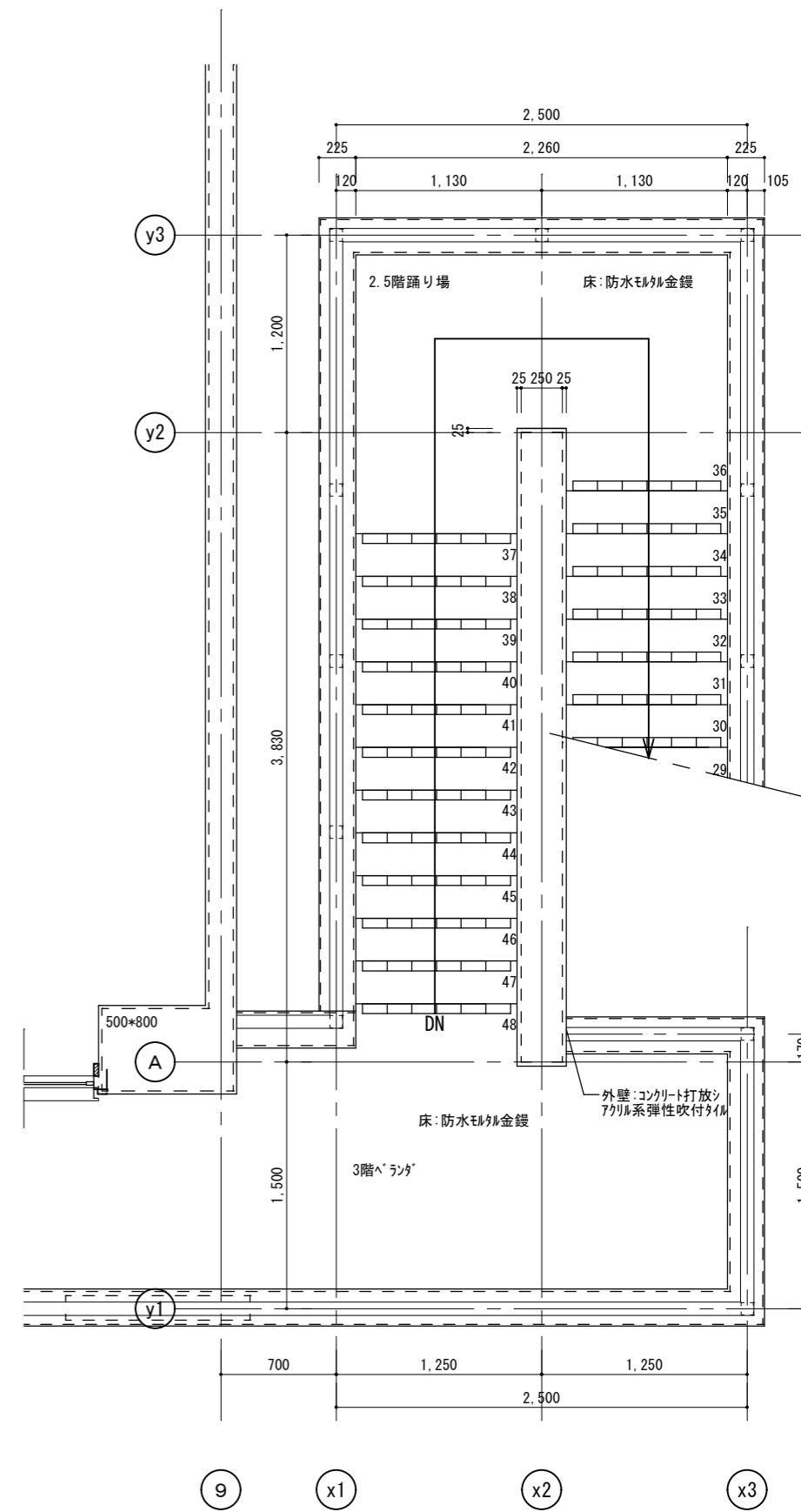




1階平面図 S:1/40

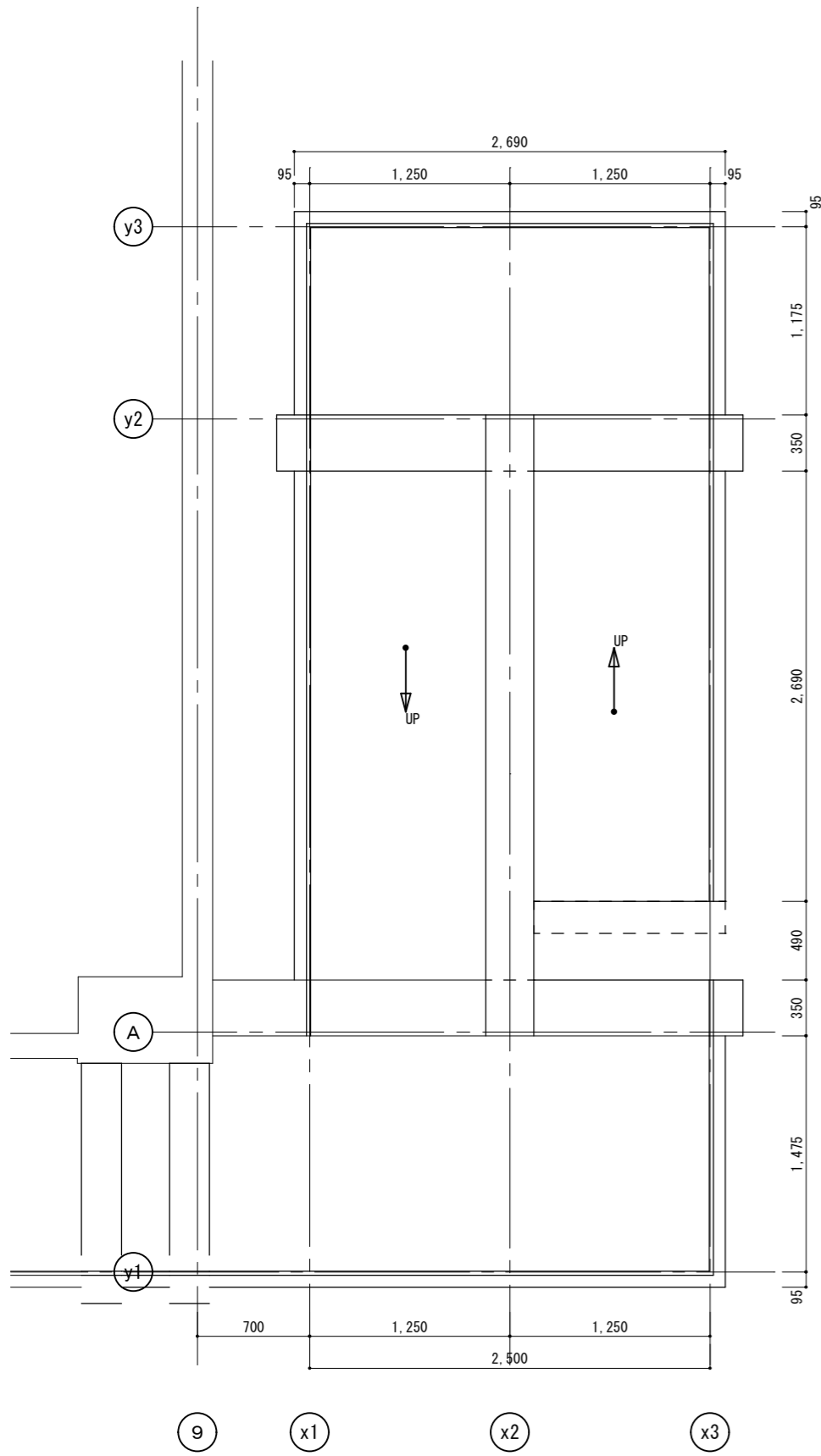


2階平面図 S:1/40

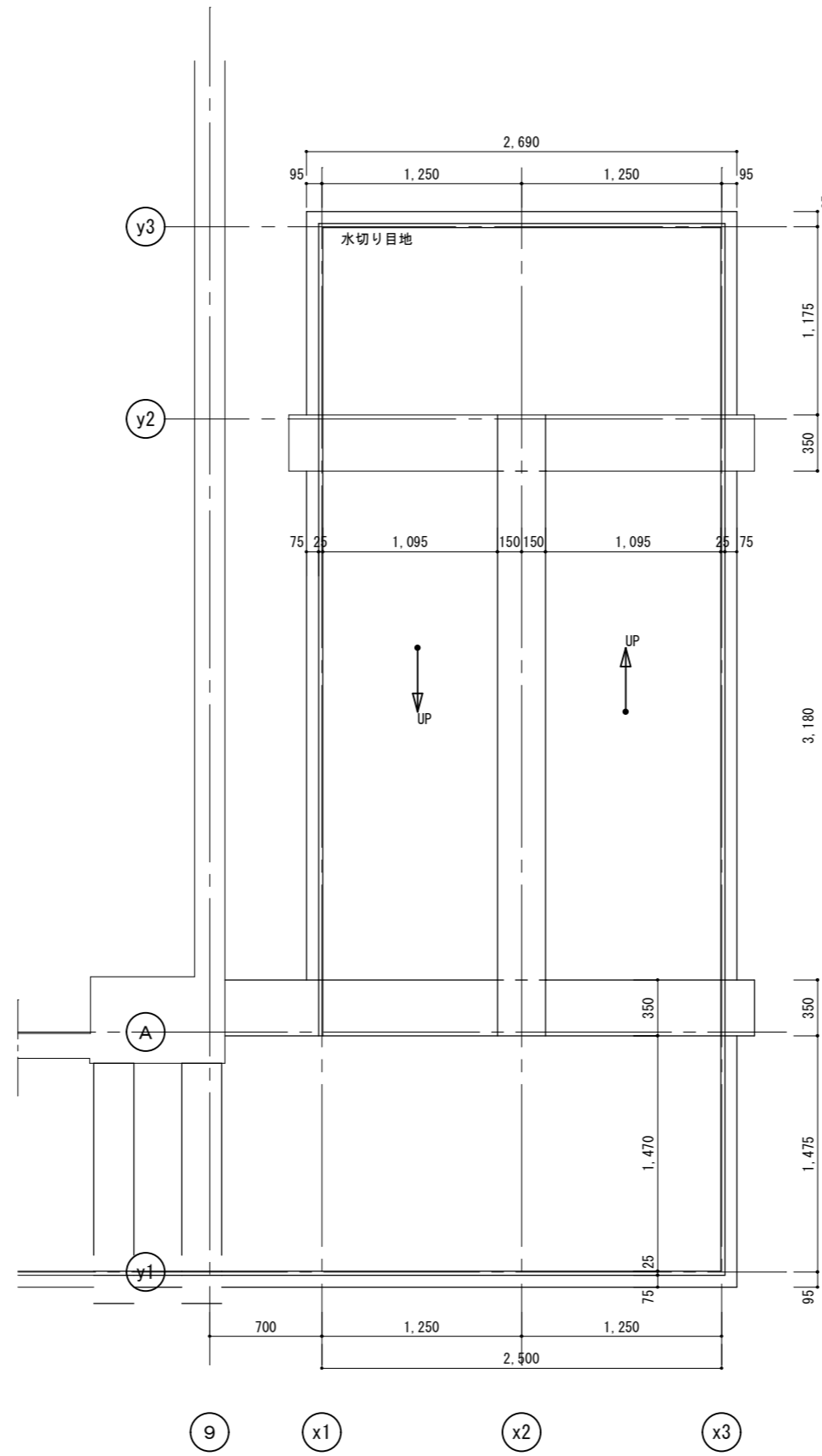


3階平面図 S:1/40

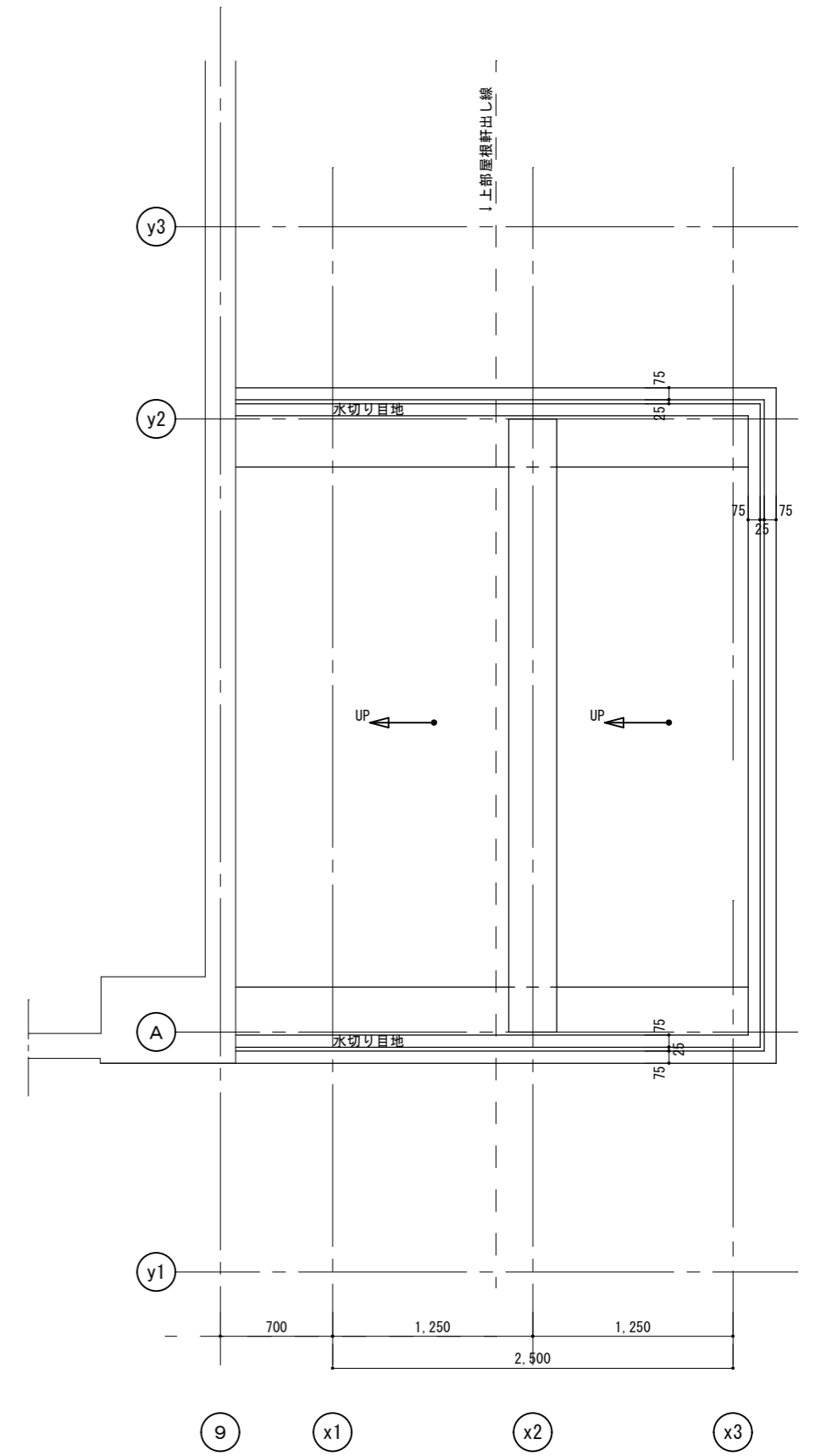




1階天井伏図 S:1/40

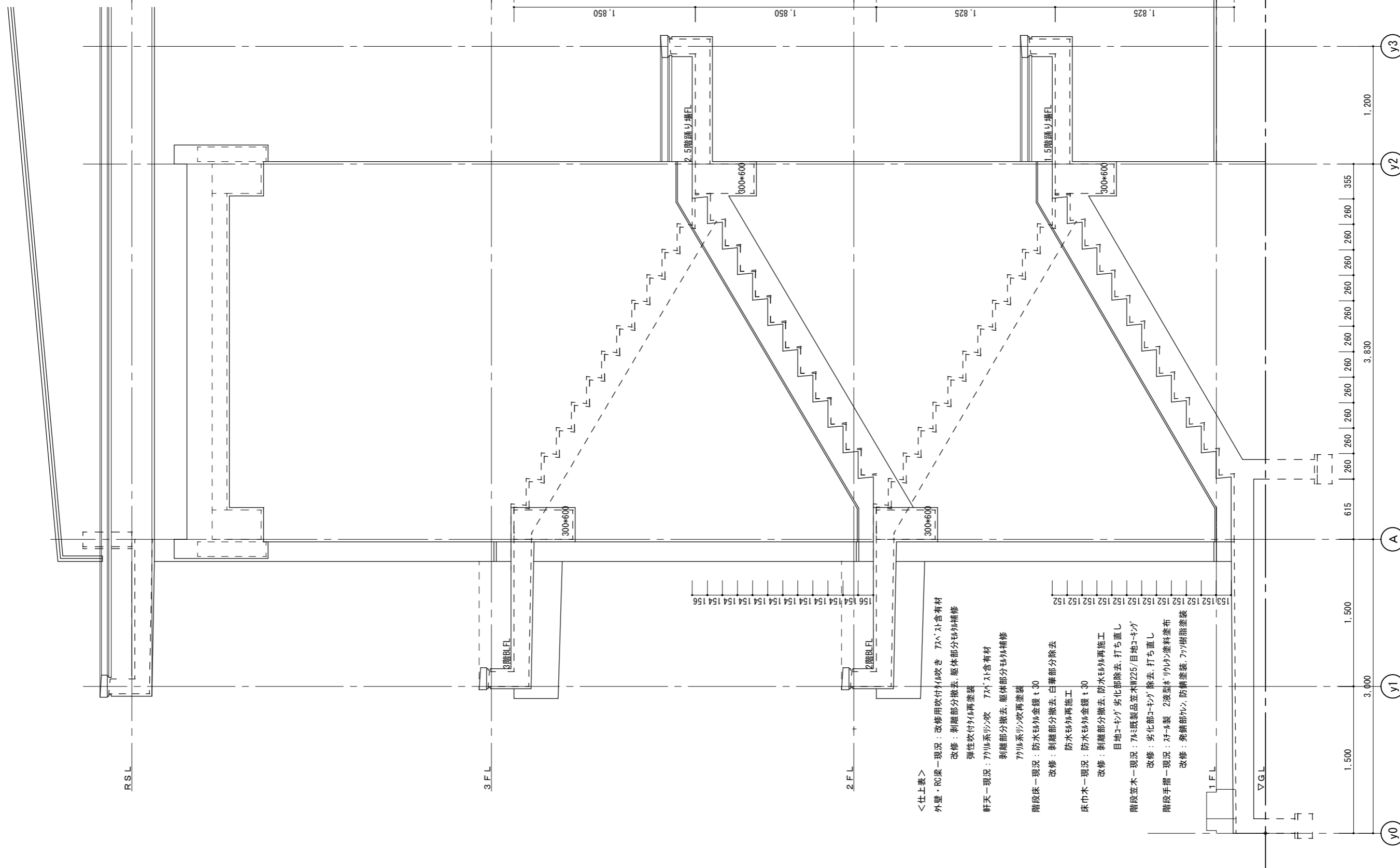


2階天井伏図 S:1/40



3階天井伏図 S:1/40

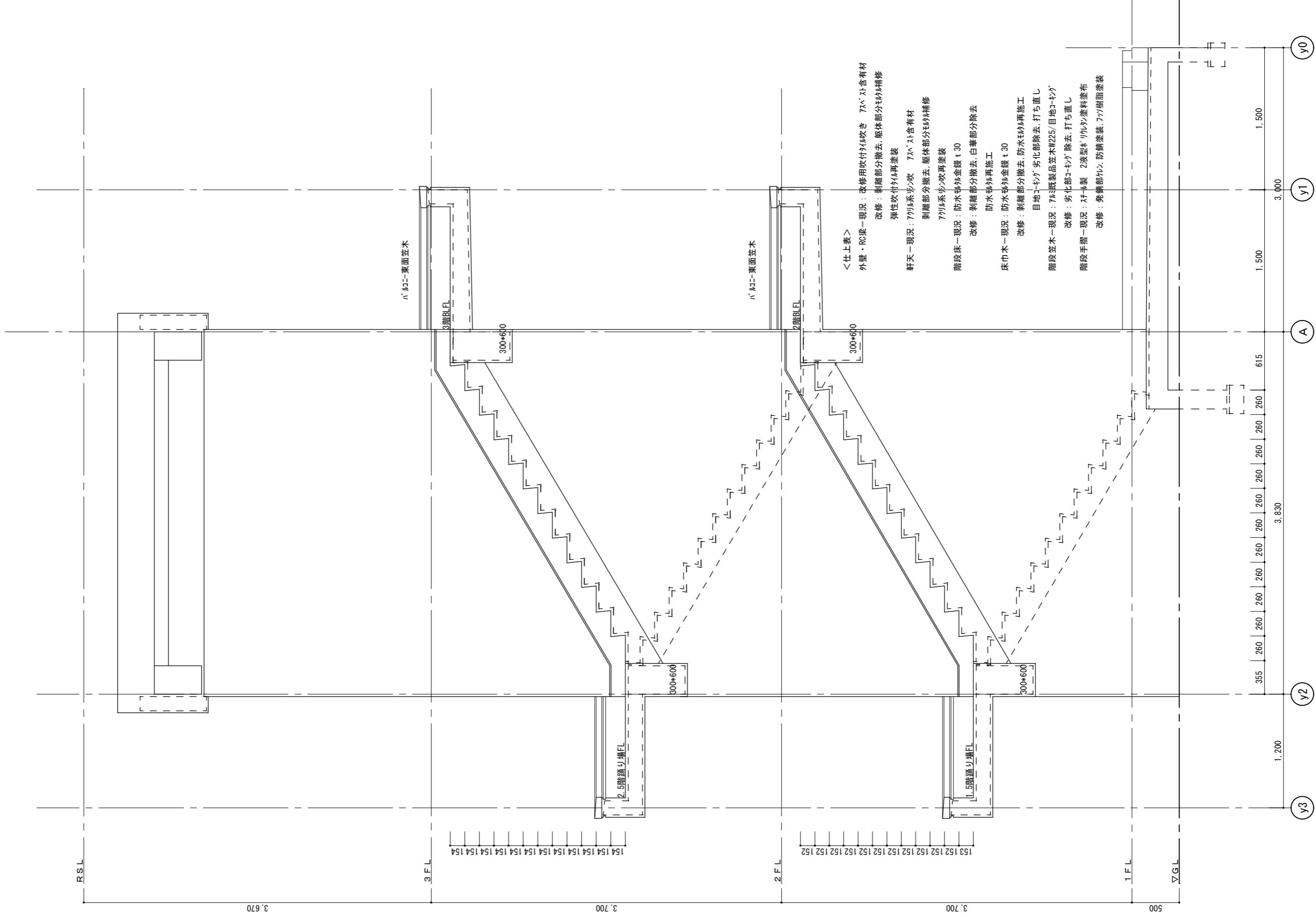




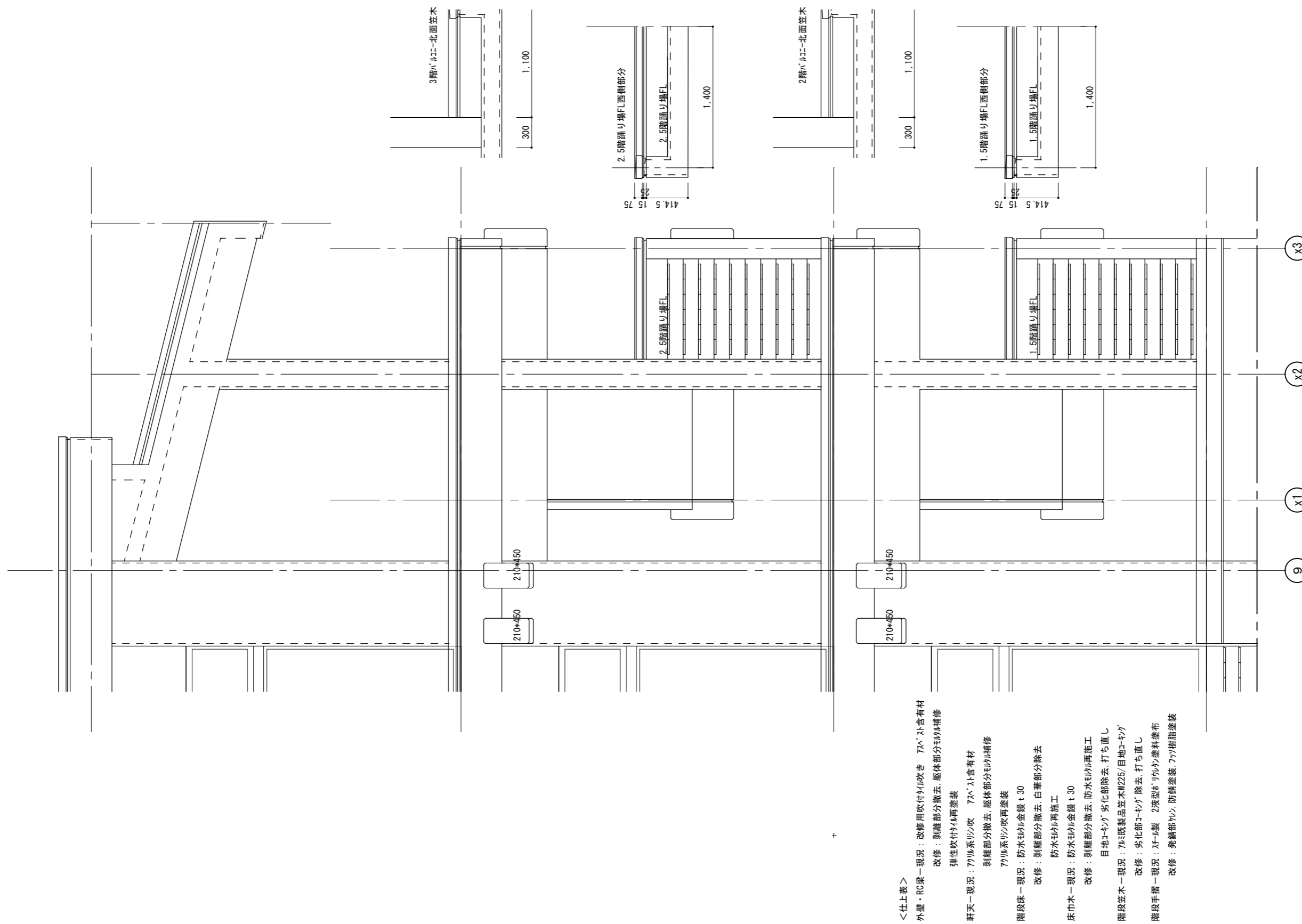
- <仕上表>
- 外壁・RC梁一現況：改修用吹付け吹き 7x7.5t含有材
改修：剥離部分撤去、躯体部分砂削補修
弾性吹付け再塗装
 - 軒天一現況：7x7.5系シロ吹 7x7.5t含有材
剥離部分撤去、躯体部分砂削補修
7x7.5系シロ吹再塗装
 - 階段床一現況：防水砂削金剛 t.30
改修：剥離部分撤去、白華部分除去
防水砂削再施工
 - 床巾木一現況：防水砂削金剛 t.30
改修：剥離部分撤去、防水砂削再施工
目地コキが 劣化部除去、打ち直し
 - 階段笠木一現況：7x7.5既製品笠木W225/目地コキが
改修：劣化部コキが 除去、打ち直し
 - 階段手摺一現況：3x4-4製 2液型床 内内塗料塗布
改修：巻締部、防錆塗装、7x7.5樹脂塗装

階段部分東面展開図 S:1/40





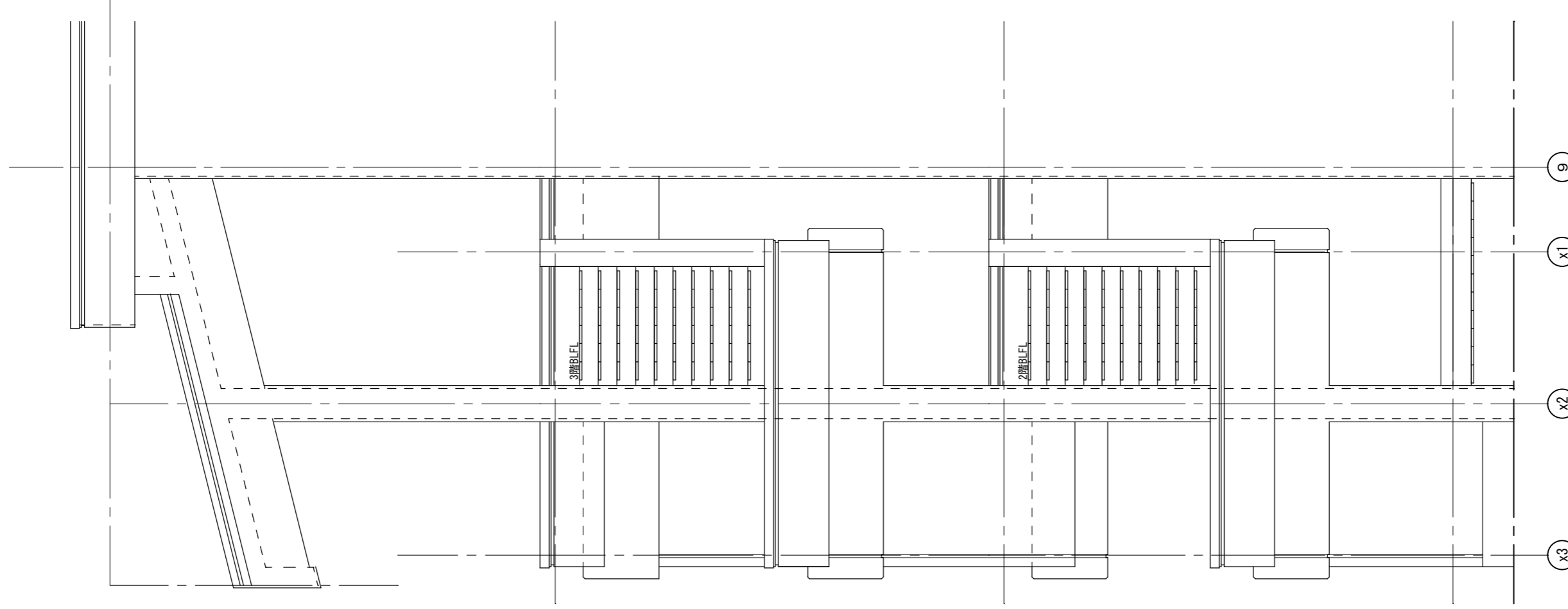
階段部分西面展開図 S:1/40



<仕上表>

- 外壁・RC梁一現況：改修用吹付材吹き 7x8、スト含有材
改修：剥離部分撤去、躯体部分モルタル補修
弾性吹付材再塗装
- 軒天一現況：7x7系系シロ吹 7x8、スト含有材
剥離部分撤去、躯体部分モルタル補修
7x7系系シロ吹再塗装
- 階段床一現況：防水モルタル金網 t 30
改修：剥離部分撤去、白華部分除去
防水モルタル再施工
- 床巾木一現況：防水モルタル金網 t 30
改修：剥離部分撤去、防水モルタル再施工
目地コキが 劣化部除去、打ち直し
- 階段笠木一現況：7x8既製品笠木 W225/目地コキが
改修：劣化部コキが 除去、打ち直し
- 階段手摺一現況：7x7-1製 2液型シリコン塗料塗布
改修：剥離部シリコン樹脂塗布

階段部分南面展開図 S:1/40



階段部分北面展開図 S:1/40

<仕上表>

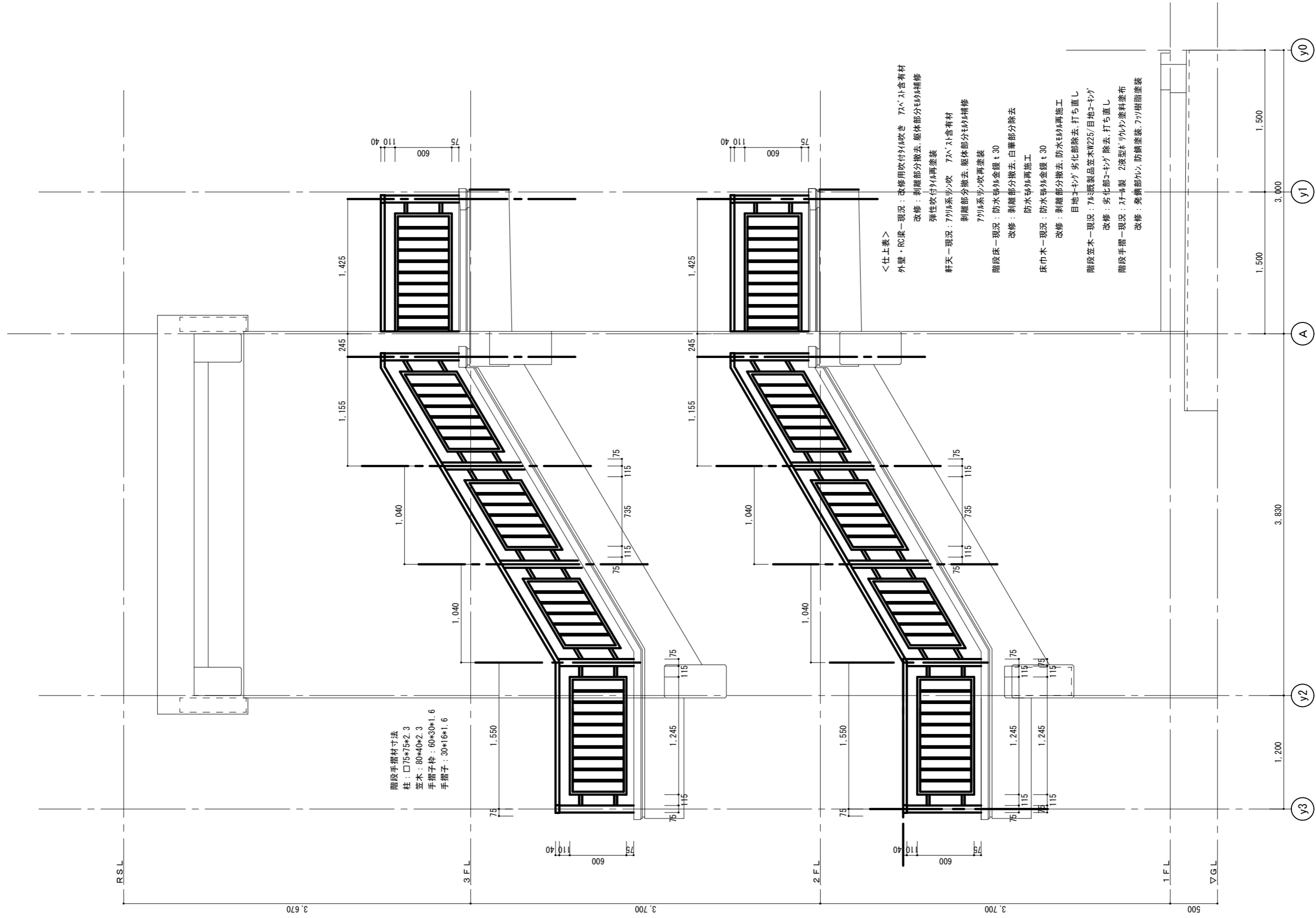
- 外壁・RC梁一現況：改修用吹付け吹き 7A⁺ 珪含有材
改修：剥離部分撤去、躯体部分の補修
弾性吹付けの再塗装
- 軒天一現況：7A⁺系吹 7A⁺ 珪含有材
剥離部分撤去、躯体部分の補修
7A⁺系吹の再塗装
- 階段床一現況：防水珪砂金剛 t 30
改修：剥離部分撤去、白華部分除去
防水珪砂再施工
- 床巾木一現況：防水珪砂金剛 t 30
改修：剥離部分撤去、防水珪砂再施工
目地コーキング劣化部除去、打ち直し
- 階段笠木一現況：7A⁺既製品笠木W225/目地コーキング
改修：劣化部コーキング除去、打ち直し
- 階段手摺一現況：7A⁺製 2液型シリコン塗料塗布
改修：免蝕部への防錆塗装、7A⁺樹脂塗装

3階バルコニー南面笠木

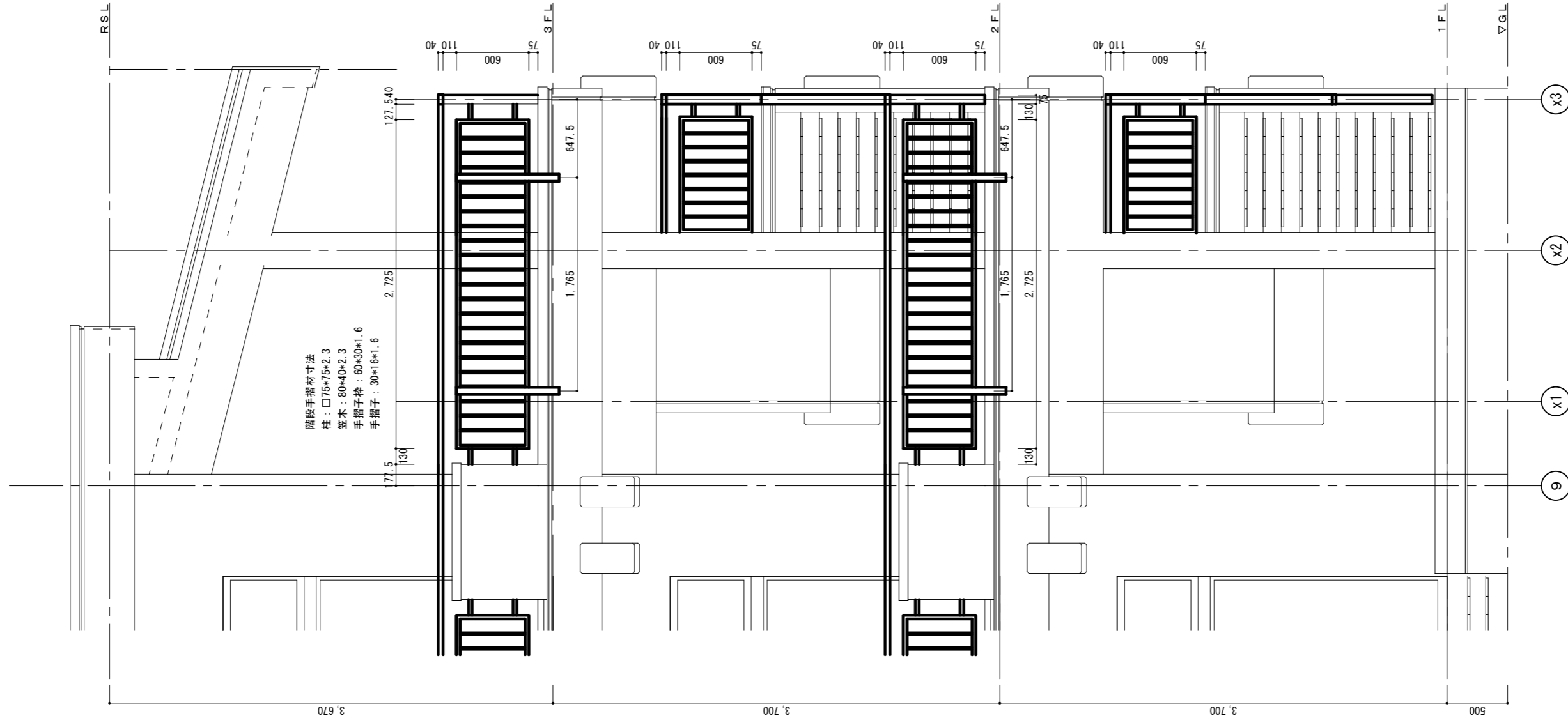
414.5
75
25

2階バルコニー南面笠木

414.5
75
25



手摺西面展開図 S:1/40



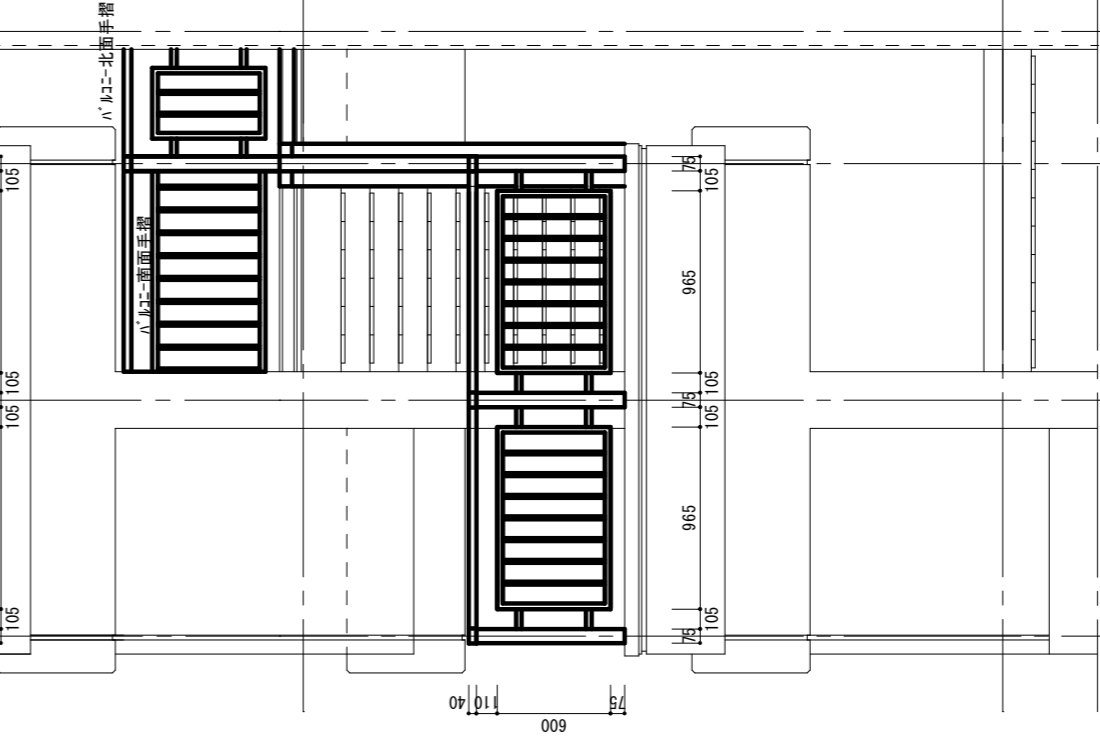
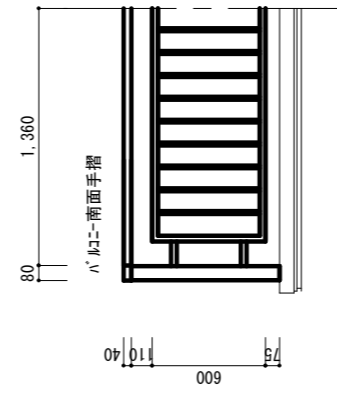
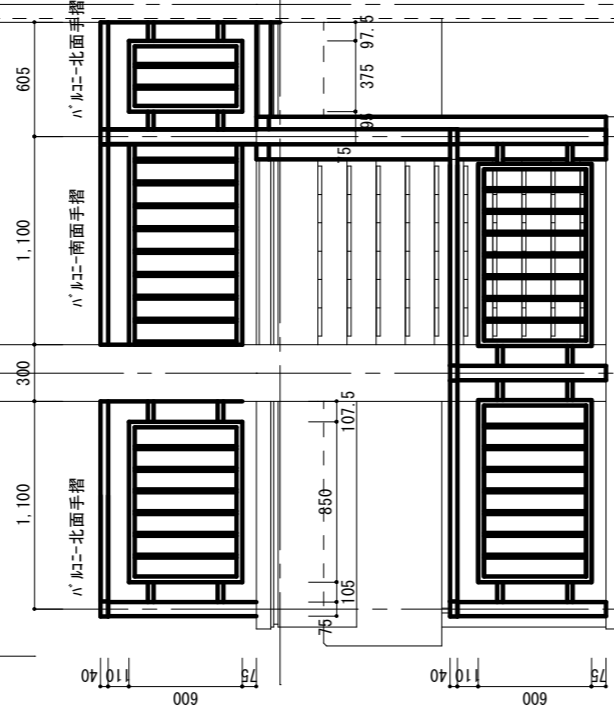
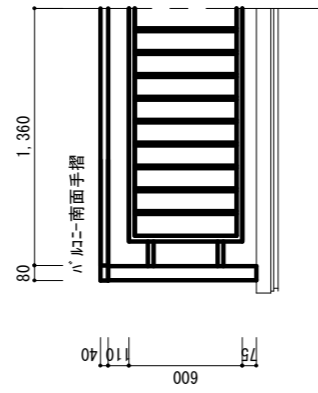
手摺南面展開図 S:1/40

<仕上表>

- 外壁・RC梁一現況：改修用吹付け吹き 7x8' スト含有材
改修：剥離部分撤去、躯体部分の補修
弾性吹付けの再塗装
- 軒天一現況：7x10系吹付け 7x8' スト含有材
剥離部分撤去、躯体部分の補修
7x10系吹付けの再塗装
- 階段床一現況：防水樹脂金網 t 30
改修：剥離部分撤去、白華部分除去
防水樹脂の再施工
- 床巾木一現況：防水樹脂金網 t 30
改修：剥離部分撤去、防水樹脂の再施工
目地コーキング劣化部除去、打ち直し
- 階段笠木一現況：7x10系製品笠木 W225/目地コーキング
改修：劣化部コーキング除去、打ち直し
- 階段手摺一現況：鉄製 2液型シリコン塗料塗布
改修：発錆部の防錆塗装、7x10樹脂塗布



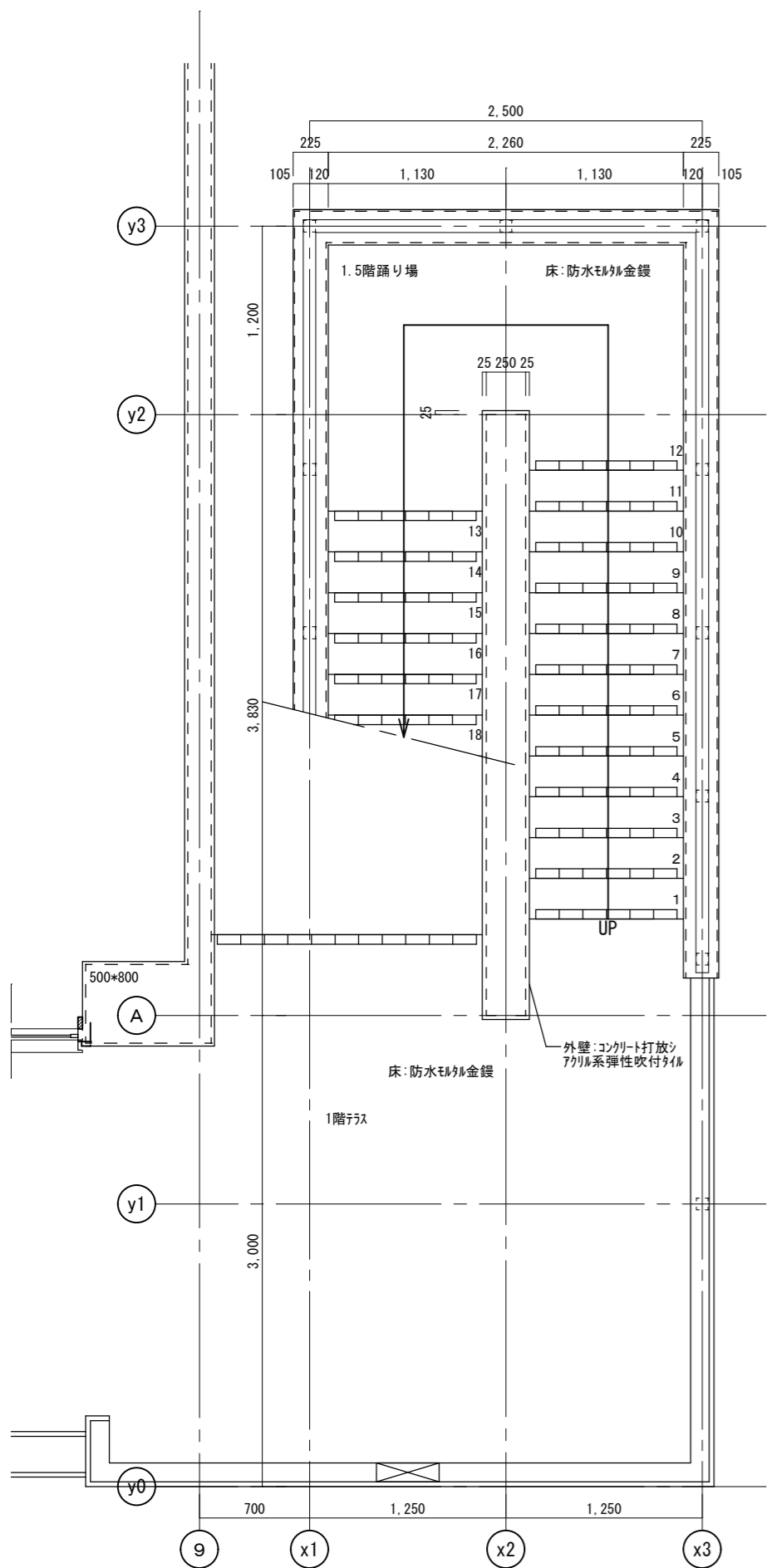
階段手摺材寸法
 柱：□75×75×2.3
 笠木：80×40×2.3
 手摺子枠：60×30×1.6
 手摺子：30×16×1.6



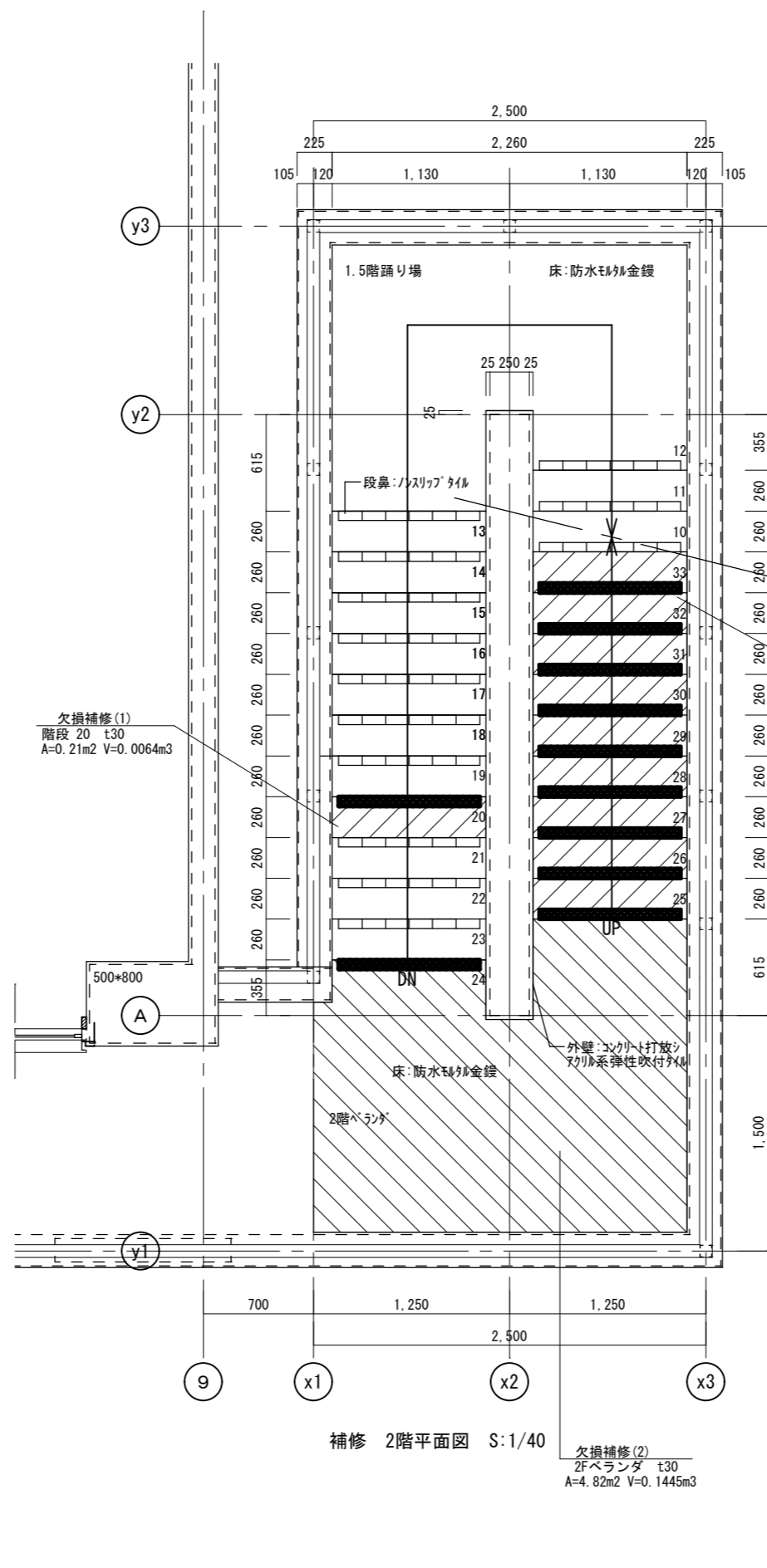
<仕上表>

- 外壁・RC梁一現況：改修用吹付け吹き 7A⁺ 珪含有材
 改修：剥離部分撤去、躯体部分珪材補修
 弾性吹付け珪材再塗装
- 軒天一現況：7A⁺系吹吹 7A⁺ 珪含有材
 剥離部分撤去、躯体部分珪材補修
 7A⁺系吹吹再塗装
- 階段床一現況：防水珪材金網 t 30
 改修：剥離部分撤去、白華部分除去
 防水珪材再施工
- 床巾木一現況：防水珪材金網 t 30
 改修：剥離部分撤去、防水珪材再施工
 目地コキング 劣化部除去、打ち直し
- 階段笠木一現況：7A⁺既製品笠木W225/目地コキング
 改修：劣化部コキング 除去、打ち直し
- 階段手摺一現況：2F-1F製 2段型樹脂塗料塗布
 改修：発錆部UV、防錆塗装、UV樹脂塗装

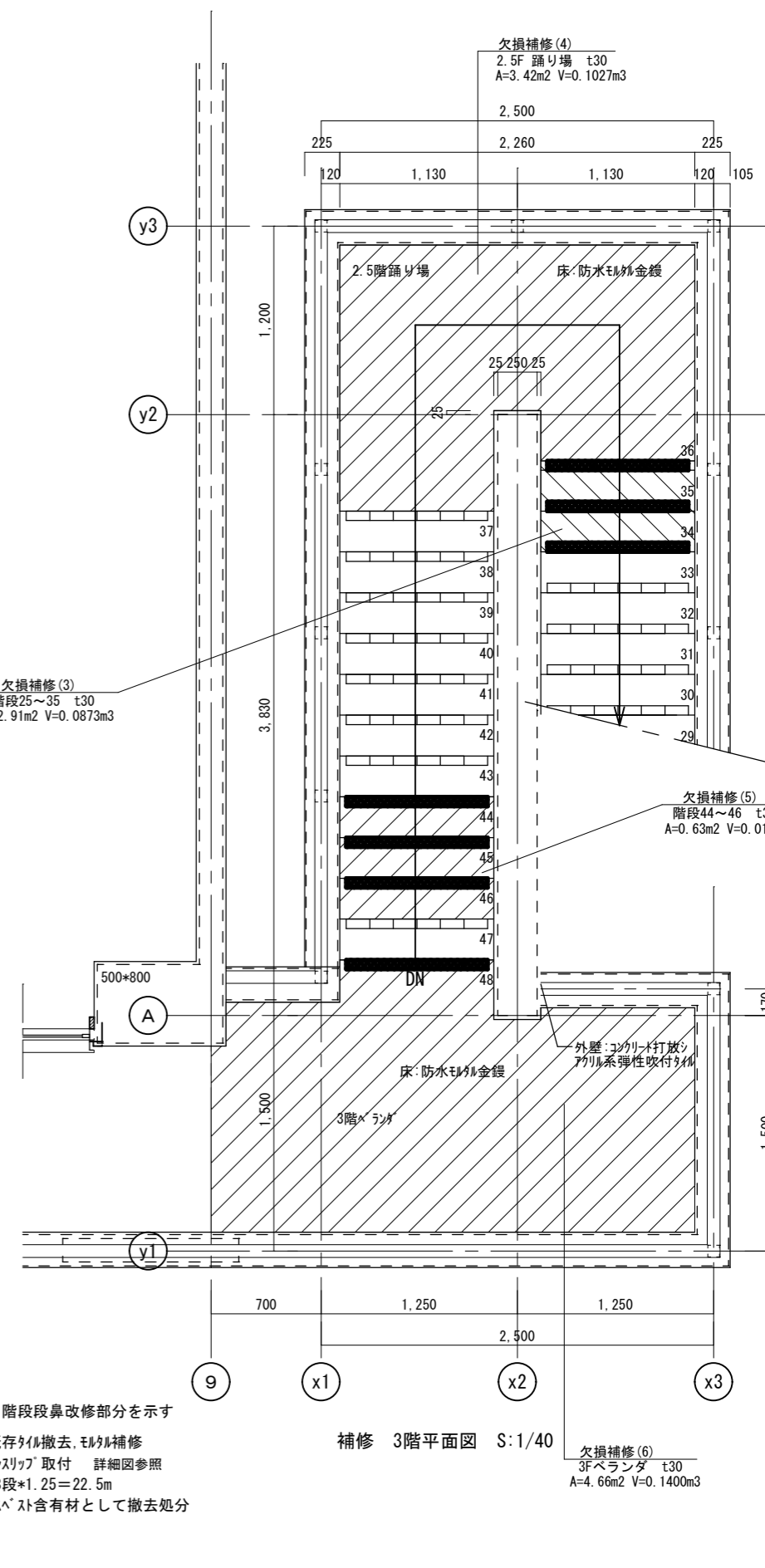
手摺北面展開図 S:1/40




補修 1階平面図 S:1/40



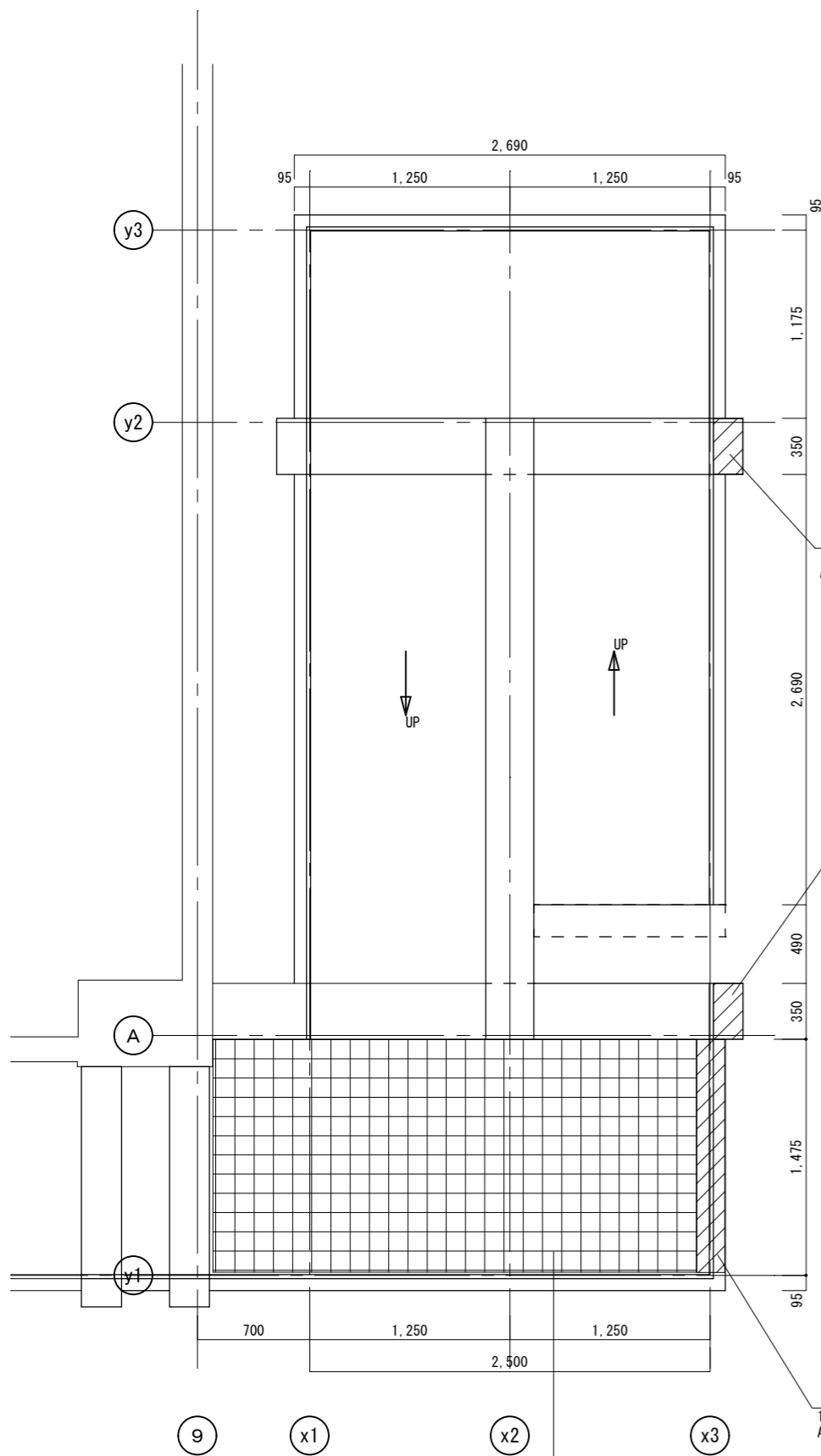
補修 2階平面図 S:1/40



補修 3階平面図 S:1/40

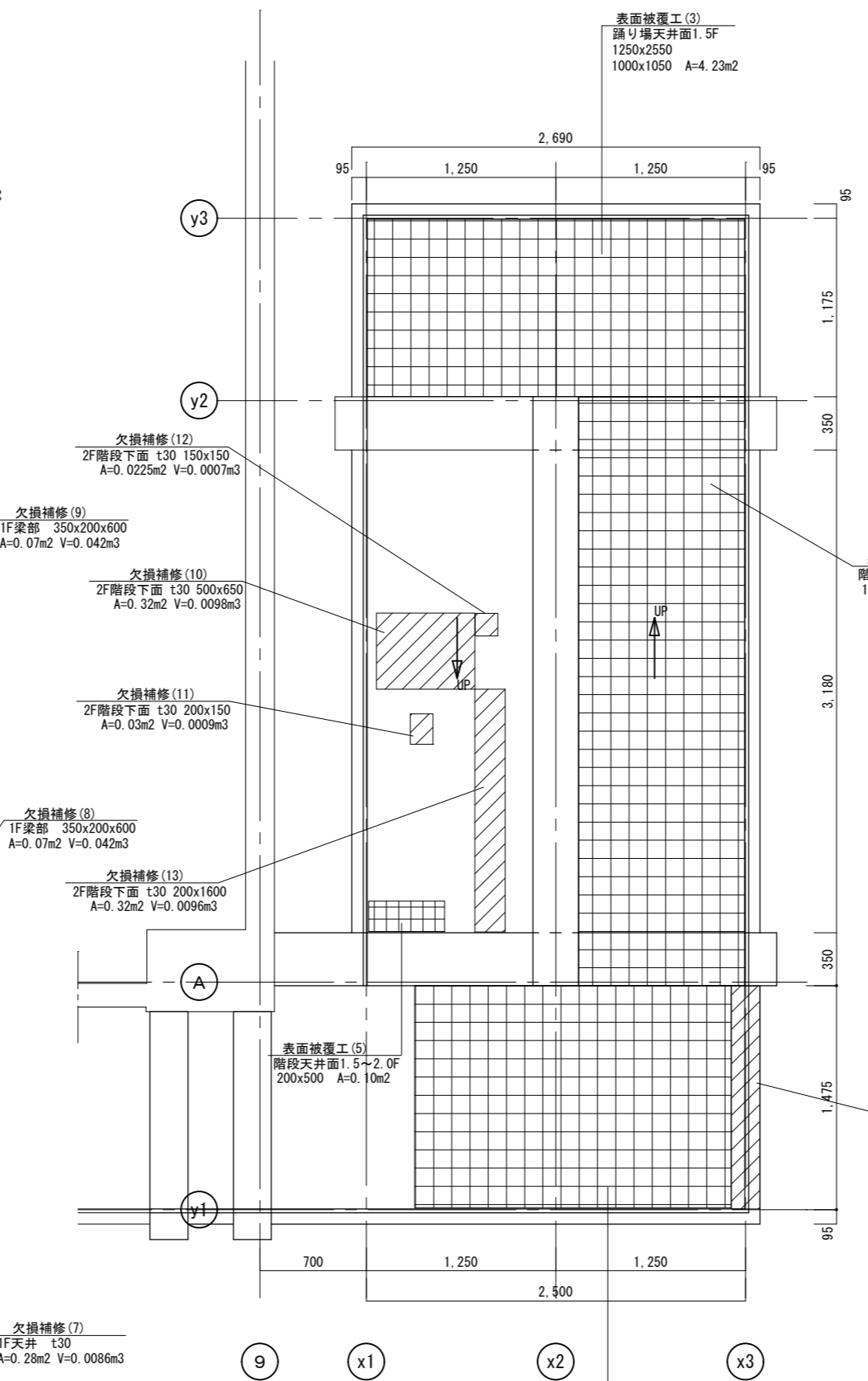
 : 階段段鼻改修部分を示す
 既存タイル撤去,モルタル補修
 ノンスリップ 取付 詳細図参照
 18段*1.25=22.5m
 7スレ 込含有材として撤去処分





補修 1階天井伏図 S:1/40

表面被覆工(1)
1F天井 t30 1400x2900
A=4.06m²



補修 2階天井伏図 S:1/40

表面被覆工(4)
バルコニー天井面2F
2300x1400 A=3.22m²

欠損補修(7)
1F天井 t30
A=0.28m² V=0.0086m³

欠損補修(8)
1F梁部 350x200x600
A=0.07m² V=0.042m³

欠損補修(13)
2F階段下面 t30 200x1600
A=0.32m² V=0.0096m³

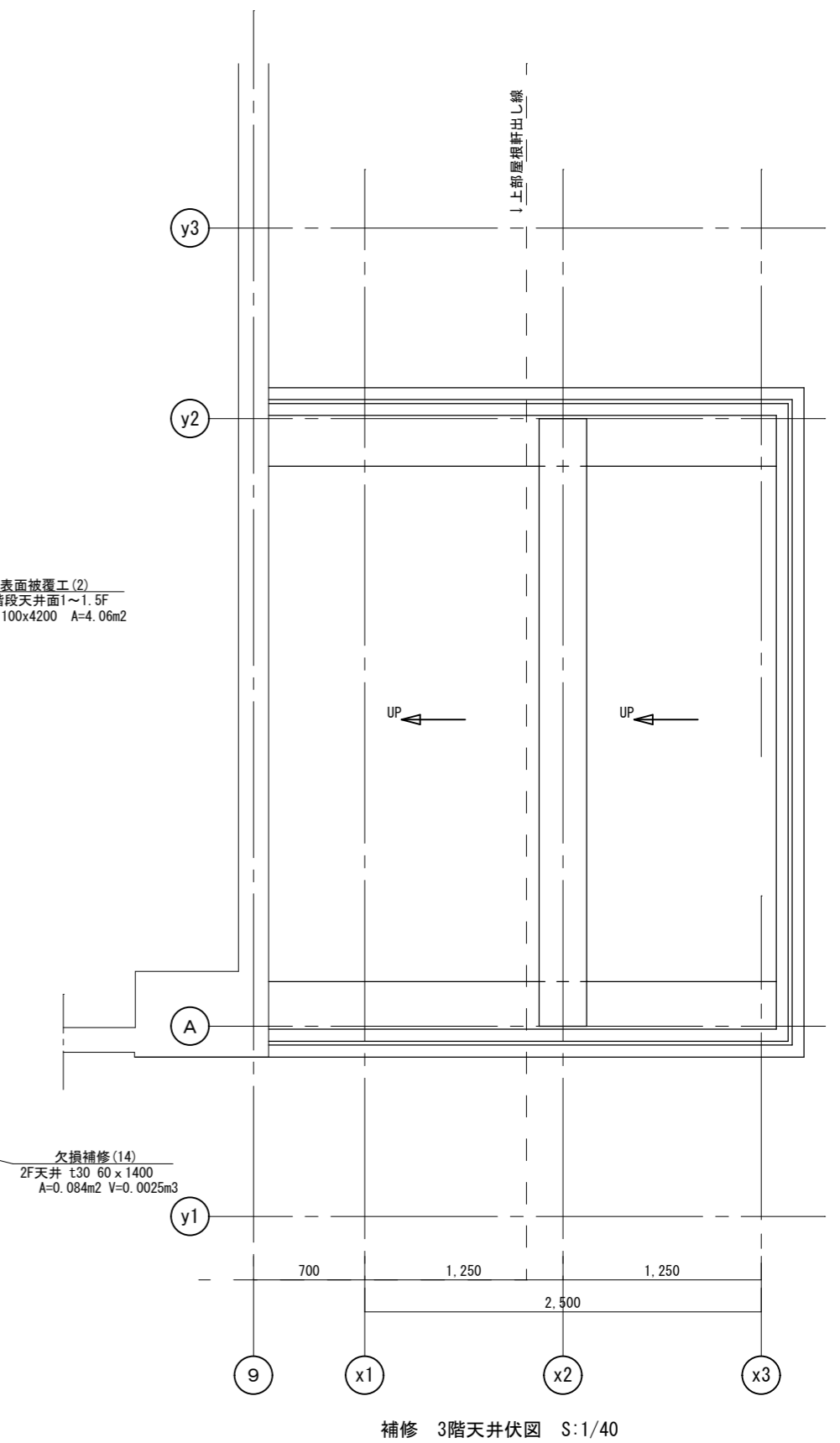
欠損補修(11)
2F階段下面 t30 200x150
A=0.03m² V=0.0009m³

欠損補修(10)
2F階段下面 t30 500x650
A=0.32m² V=0.0098m³

欠損補修(9)
1F梁部 350x200x600
A=0.07m² V=0.042m³

欠損補修(12)
2F階段下面 t30 150x150
A=0.0225m² V=0.0007m³

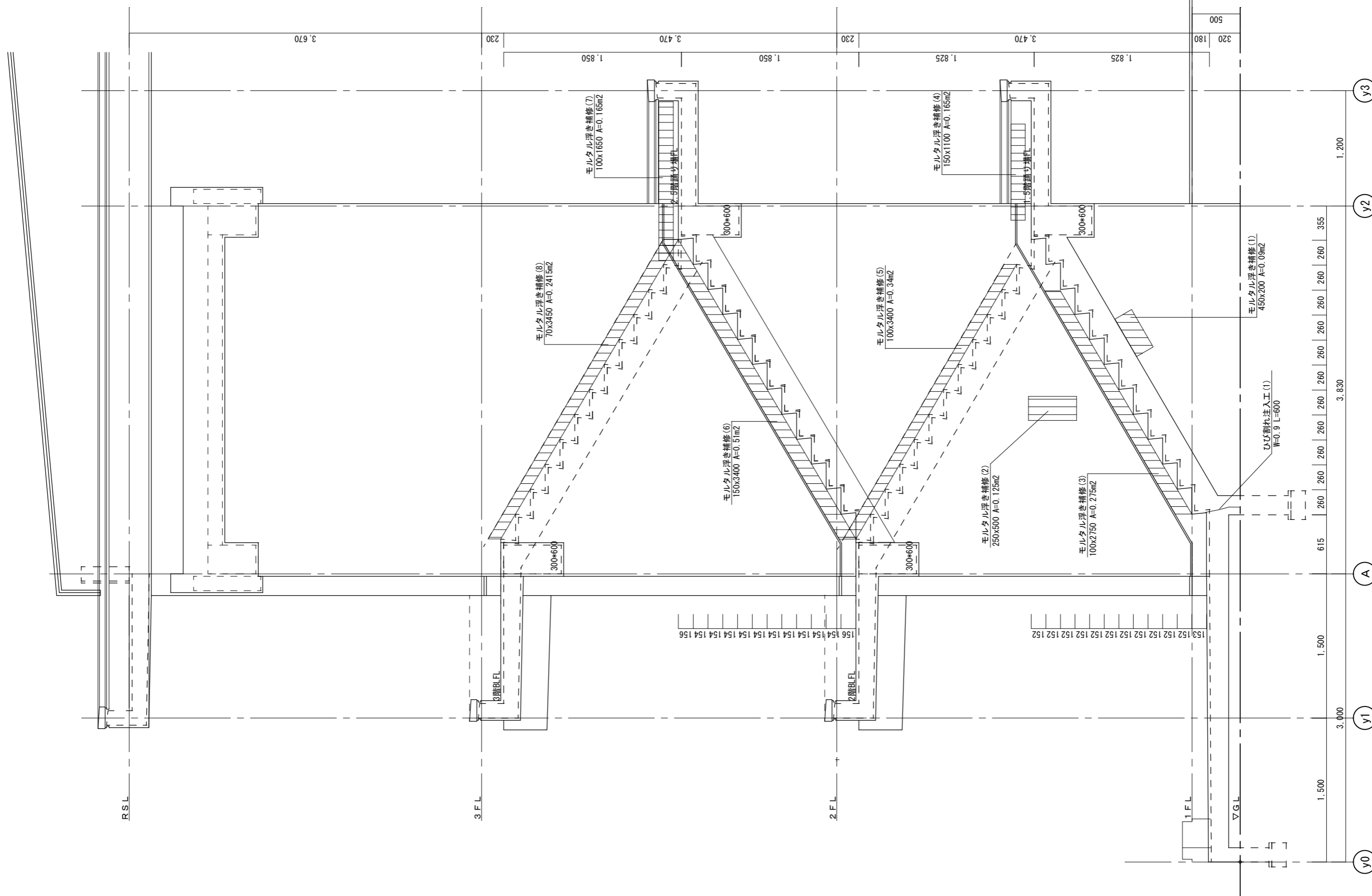
表面被覆工(3)
踊り場天井面1.5F
1250x2550
1000x1050 A=4.23m²



補修 3階天井伏図 S:1/40

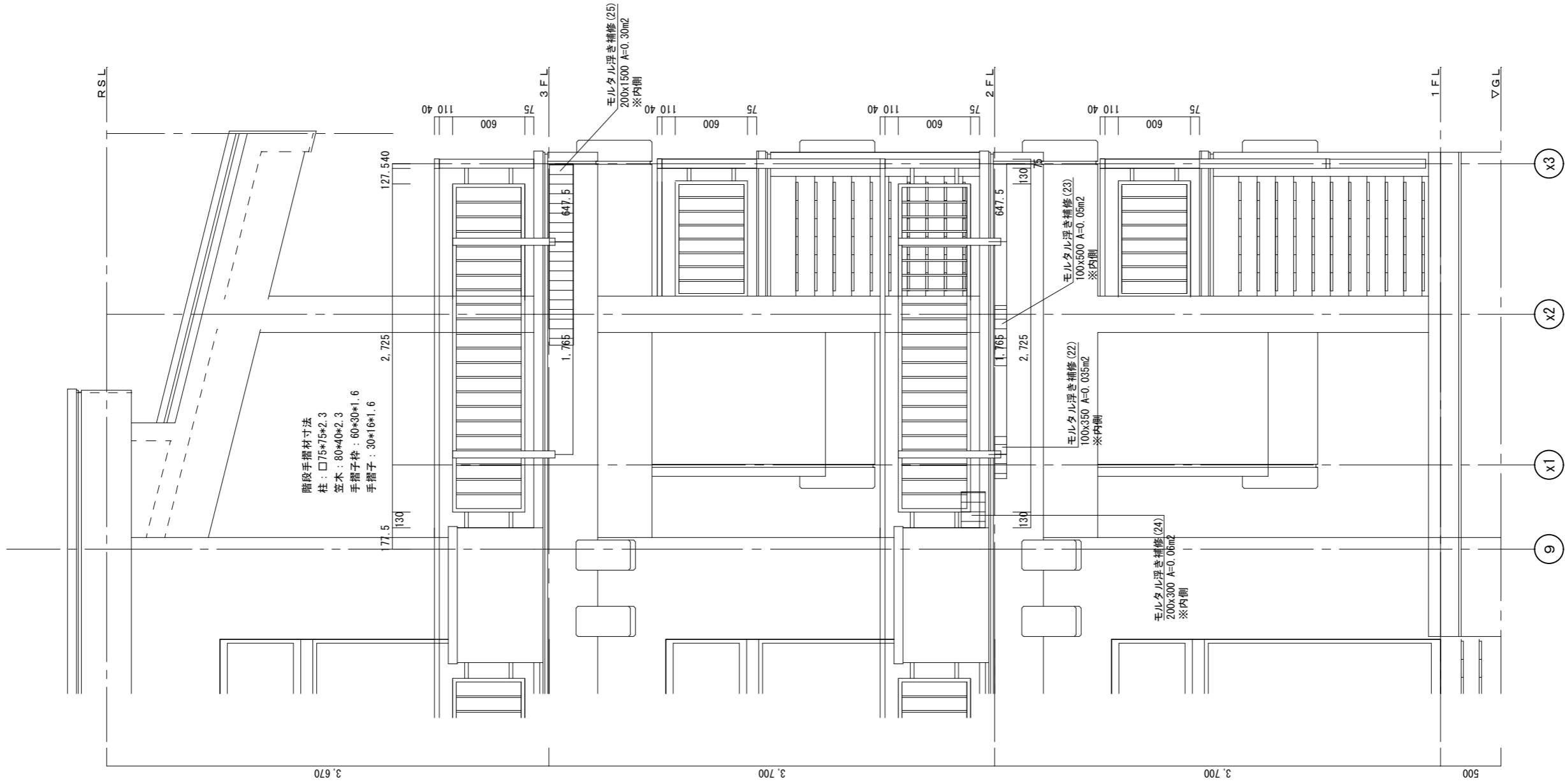
表面被覆工(2)
階段天井面1~1.5F
1100x4200 A=4.06m²

欠損補修(14)
2F天井 t30 60 x 1400
A=0.084m² V=0.0025m³



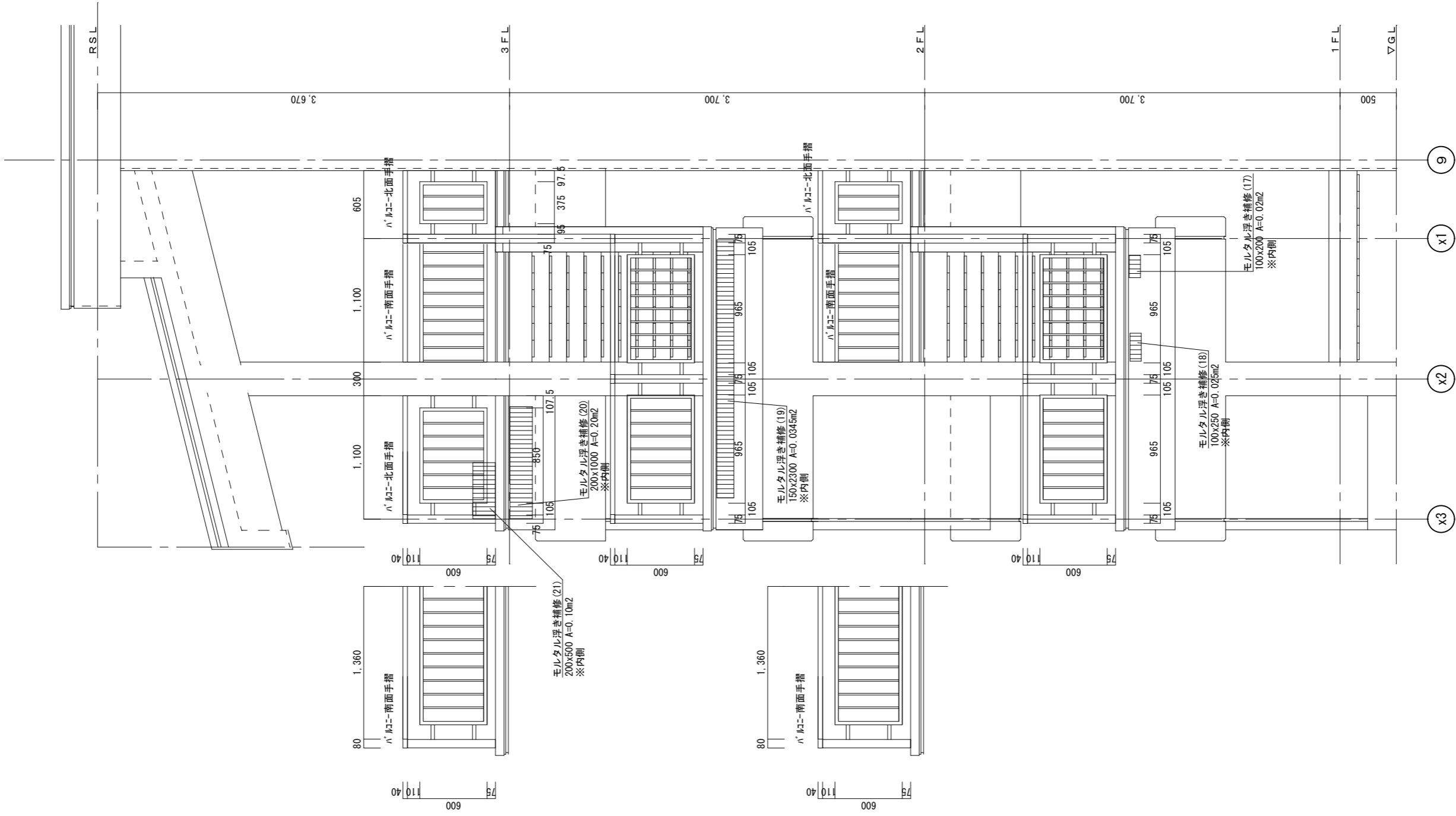
補修部分 東面展開図 S:1/40





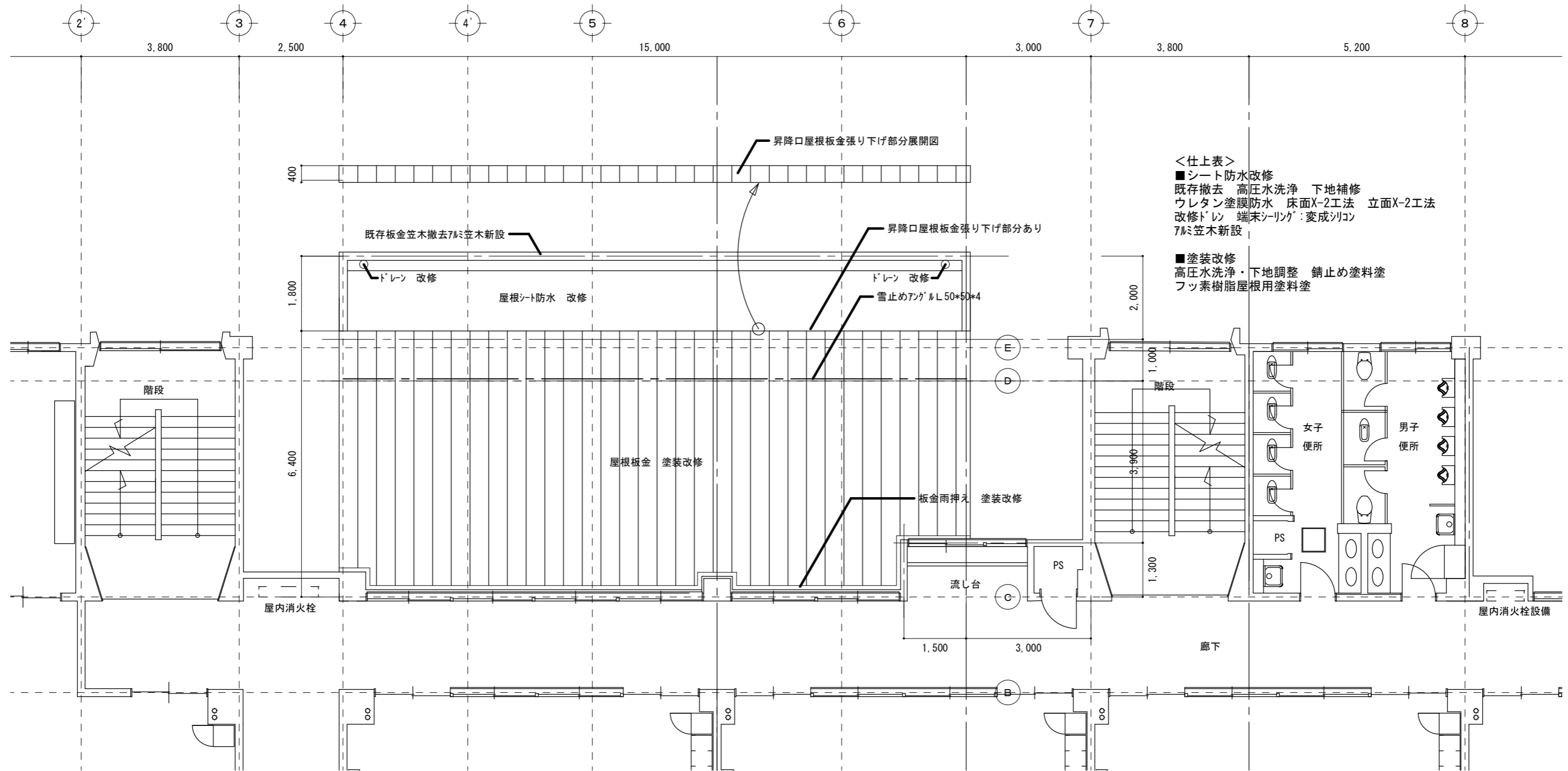
補修部分 南面展開図 S:1/40





補修部分 北面展開図 S:1/40





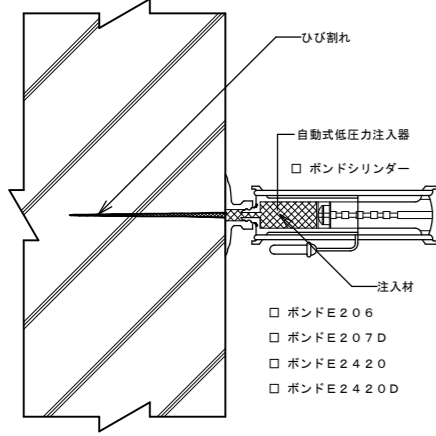
- <仕上表>
- シート防水改修
既存撤去 高圧水洗浄 下地補修
ウレタン塗膜防水 床面X-2工法 立面X-2工法
改修ドレシ 端末シーリング:変成シリコン
7尺笠木新設
 - 塗装改修
高圧水洗浄・下地調整 錆止め塗料塗
フッ素樹脂屋根用塗料塗

昇降口 屋根伏図 S:1/100



■コンクリート補修 低圧エポキシ樹脂注入工法 参考図

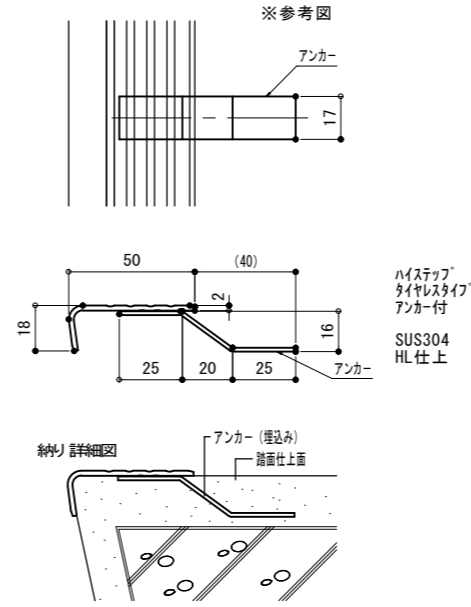
ひび割れ部
自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
(コンクリート打放し外壁)
BC-04-01



- 補修範囲の確認
- ・ひび割れの状況を確認し、補修範囲を決定する。
- ひび割れ部の清掃
- ・ひび割れ部に沿って幅50mm程度の汚れをワイヤブラシなどで除去し清掃する。
- 注入孔の位置決め
- ・注入孔位置をチョーク等でマーキングする。(標準4ヶ所/m)
- 注入孔用座金の取付け及びひび割れのシール
- ・注入孔位置に座金をシール材にて取付け、ひび割れをシール材で幅30mm、厚さ2mm程度に塗布し、確実にシールする。
 - ・表面に注入材が漏れるおそれのある場合は、表面に仮止めシール材を施工するか、又は表面より流出しない粘度の注入材を使用する。
- シール材の養生
- ・シール材が硬化するまでは、損傷等がないようにし、また雨水等からも養生する。
- 注入用エポキシ樹脂の計量・混練
- ・主剤と硬化剤を規定量正確に計量し、均一になるまで充分混練する。
- エポキシ樹脂の注入
- ・エポキシ樹脂を注入器具に入れ、座金にセットし、ゴムの圧力により注入する。(注入圧: 0.4 N/mm²以下)
 - ・注入器具内のエポキシ樹脂の減量状態を確認して足りない場合は補充する。
- 養生
- ・注入したエポキシ樹脂が硬化するまで注入器具を取付けたままの状態、衝撃や振動を与えないように養生する。
- 仕上げ
- ・注入したエポキシ樹脂の硬化後、注入器具及びシール材を除去し、仕上げを行う。
- 清掃
- ・補修部以外に付着した樹脂汚れ等を除去し、清掃する。
- 自主検査
- ・注入状態及びあとかたづけを確認する。

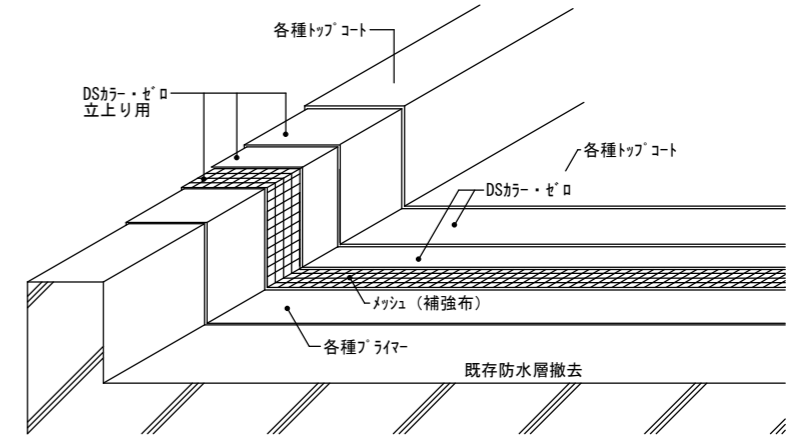
■階段段鼻 改修部分詳細 参考図

階段すべり止め 屋外用



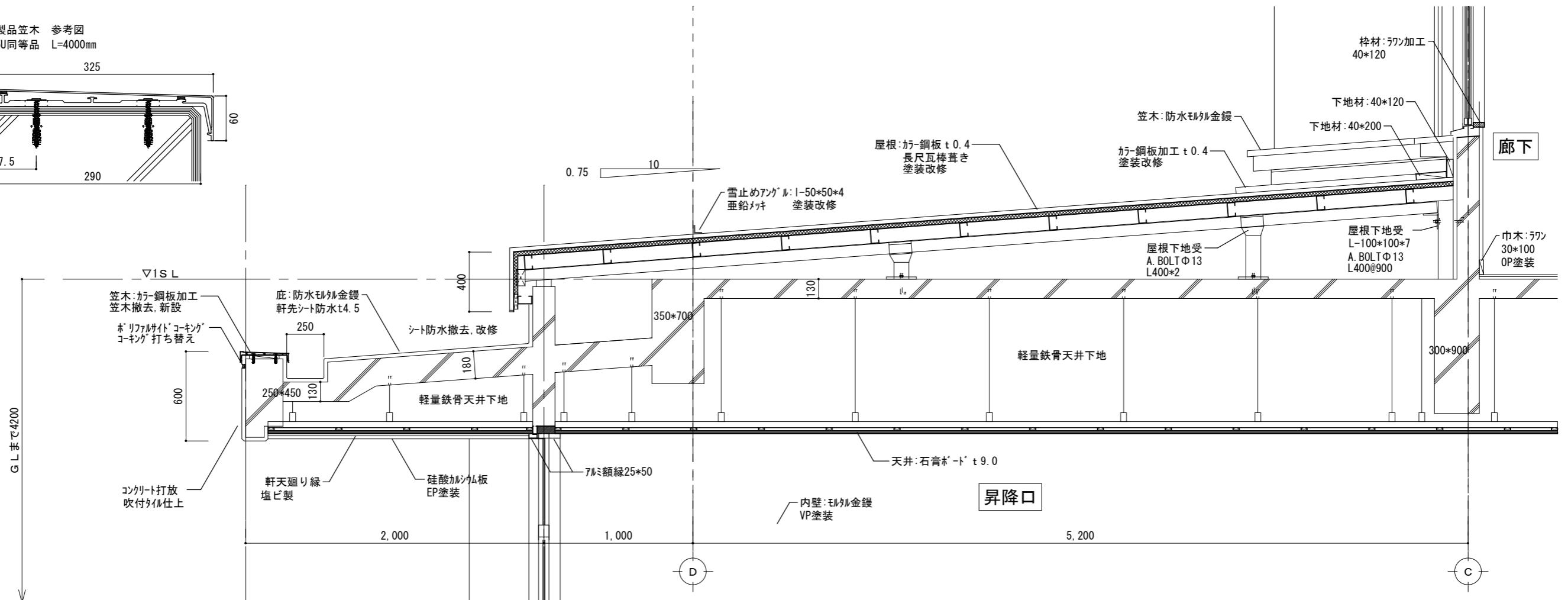
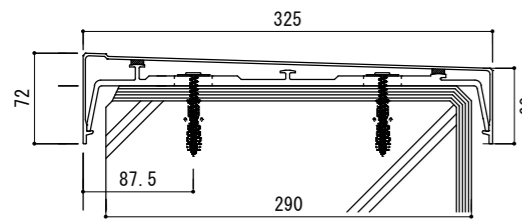
■屋根防水 改修部分詳細 参考図

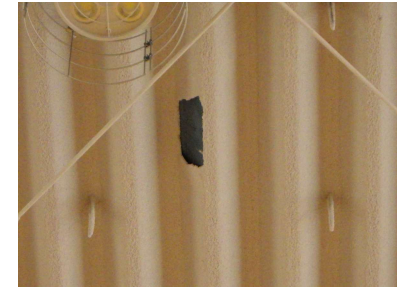
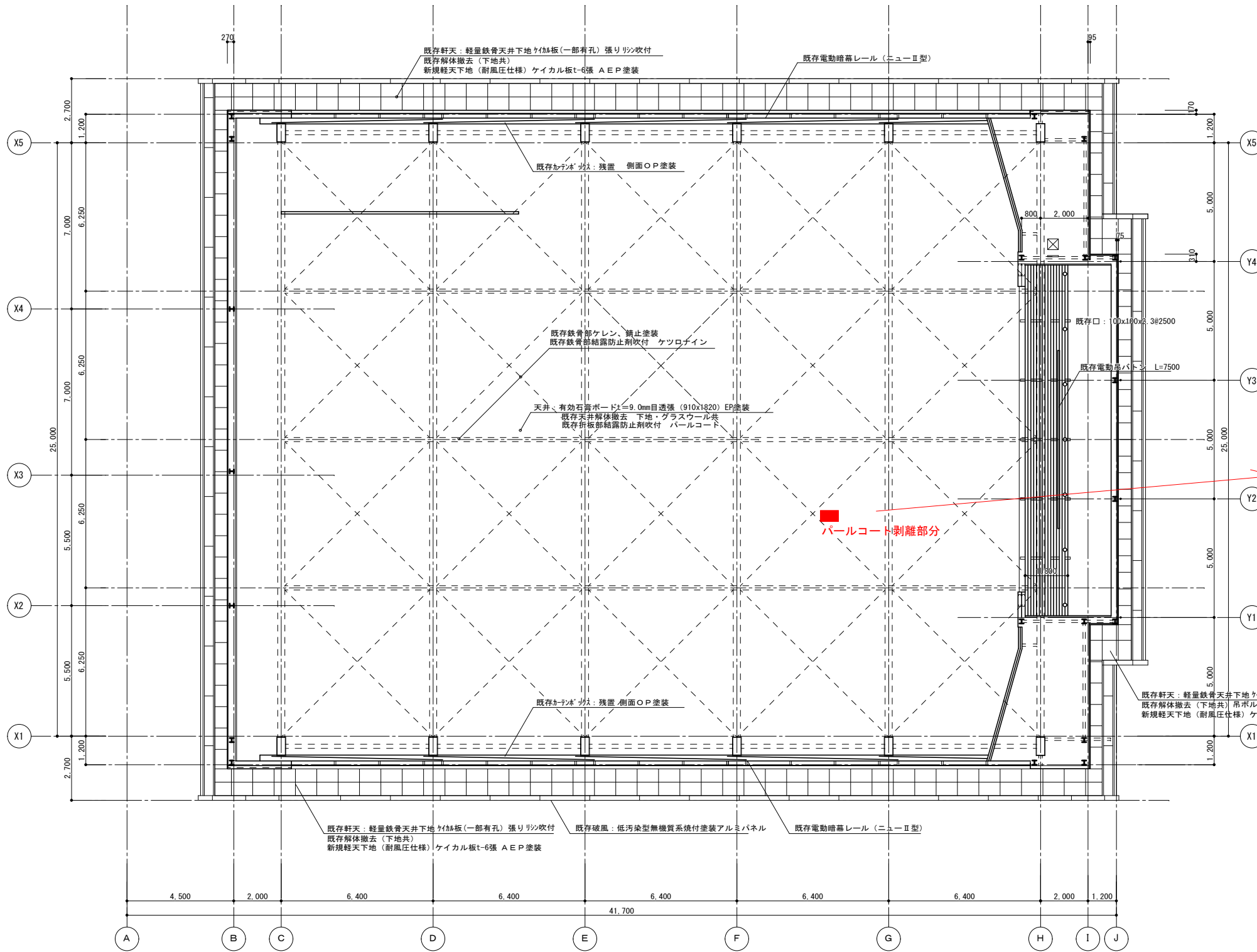
密着工法 X-2/L-UFS
参考断面図



■昇降口屋根断面詳細図 S:1/30 笠木参考図 S:1/6

7㉔既製品笠木 参考図
SL-325U同等品 L=4000mm





足場設置
剥離部分周囲は既存パールコート撤去のうえ、
パールコート再施工 t=6